

平成 1 9 年 第 3 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 2 号)

平成 1 9 年 9 月 1 0 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 3 議案第 7 3 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第 7 4 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 5 議案第 7 5 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 7 6 号 御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 8 1 号 平成 1 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 8 2 号 平成 1 8 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 8 3 号 平成 1 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 8 4 号 平成 1 8 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 8 5 号 平成 1 8 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 6 議案第 8 6 号 平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 8 7 号 平成 1 8 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 8 8 号 平成 1 8 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 8 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 2 0 議案第 9 0 号 平成 1 9 年度御代田財産区特別会計補正予算案について
- 日程第 2 1 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について
- 日程第 2 2 議案第 9 2 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 3 議案第 9 3 号 平成 1 9 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 2 4 議案第 9 4 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 5 議案第 9 5 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 6 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 7 議案第 9 7 号 平成 1 9 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について

平成 1 9 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 9 年 9 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 1 9 年 9 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 1 9 年 9 月 1 8 日	午後 3 時 0 8 分

第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 1 9 年 9 月 1 0 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 1 9 年 9 月 1 0 日	午後 4 時 1 5 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8		
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	内 堀 千 恵 子	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	中 山 美 博	出 席
5	内 堀 恵 人	出 席	1 2	荻 原 達 久	出 席
6	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 3	柳 澤 治	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席	1 4	土 屋 実	出 席

会 議 録 署 名 議 員	6 番 柳 澤 嘉 勝
	7 番 市 村 千 恵 子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	茂 木 利 秋
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	総 務 課 長	古 越 敏 男
企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦	税 務 課 長	土 屋 敏 一
教 育 次 長 併任こども課長	荻 原 眞 一	町 民 課 長	南 沢 一 人
生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫	代 表 監 査 委 員	泉 喜 久 夫
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成 1 9 年 9 月 1 0 日 (月)

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

- - - 諸般の報告 - - -

○議長 (土屋 実君) おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

議場内が大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまの出席議員は 1 3 名、全員の出席であります。

理事者側では、産業建設課長、災害に対応するため、欠席する旨の届出がありました。ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長、茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長 (茂木利秋君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 1 9 年 9 月 7 日となっておりますが、1 0 日ということをお願いいたします。

- 1 . 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 2 5 件が提出されています。
- 2 . 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
- 3 . 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
- 4 . 本定例会における一般通告質問者は、中山美博議員他 5 名であります。
- 5 . 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございます。

後ほどご覧いただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長 (土屋 実君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第 1 会議録署名議員の指名 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

6 番 柳澤嘉勝君

7 番 市村千恵子君

を指名いたします。

- - - 日程第 2 町長招集あいさつ - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 議会招集のあいさつを求めます。

町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 平成 19 年第 3 回御代田町議会定例会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには、台風災害への対応など、大変お忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

台風 9 号により、被害に遭われた町民の皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の台風による降水量は、308.5 ミリ、最大風速は 30 メートル近くまで達し、町内全域に大きな被害をもたらしました。

最初に、台風 9 号による被害について、町として現在までに把握している概要を報告させていただきます。

道路災害については、道路への土砂崩落、路肩の崩壊、路面の穿掘・陥没が 37 カ所、うち県道は 3 カ所です。

河川被害は堤防の決壊、護岸の崩壊、河川の越水が 13 カ所、うち県の河川は 6 カ所です。

治山災害は 5 カ所です。

農林施設の災害は、農道 16 カ所、橋梁 1 カ所、用水路 3 カ所、林道 7 カ所です。田畑の法面崩落は 200 カ所に及んでおります。

被害状況につきましては、本日午後 3 時までに区長さんを通じて被害箇所の報告をお願いをしているところですので、12 日までには被害の全容を明らかにしたい

と思います。

農作物への被害ですが、JAからの報告では、小沼地区はブロッコリー、リーフレタスで250万円、御代田地区はトウモロコシ、サニーレタス、パイプハウスで120万円、伍賀地区はレタス、サニーレタス、水稻、パイプハウスで2,532万円、合計で約3,000万円ですが、まだ掌握されていないところもありますので、最終的にはかなり大きな被害になると予測されます。

また、家屋に対する浸水被害は、栄町、西軽井沢、塩野、馬瀬口で5件の連絡を受けましたが、床上浸水1軒、床下浸水2軒が確認され、雨水の流入防止を行い、消毒を実施しました。

倒木による家屋の損壊は20軒、別荘についても40軒ほど確認されており、現在調査中です。

次に、町としての対応について、報告をさせていただきます。

6日早朝より雨足が強まり、5時40分からの1時間で、最大37ミリを記録しました。このため、繰矢川、濁川、湯川などの水位が急上昇し、橋が流される危険性や護岸の決壊、氾濫、低地への浸水など、各地で災害が発生し、危険な状況になりました。町では朝7時40分に課長を中心とした災害対策会議を行い、状況の掌握など対応を各課に指示しました。産業建設課は、7時に招集し、町内業者に土嚢や大型土嚢による災害の防止と、被害の拡大を食い止めるための応急復旧工事など、支援を要請し、対応を開始しました。町消防団は、各分団で情報収集や土嚢積みなど、地域住民の安全確保に努めていただきました。その後、雨とともに次第に強風が強まり、総務課、産業建設課、生活環境課を中心に、被害状況の掌握と災害箇所の復旧に対応し、全職員に待機を命じました。夜になり、19時ごろから強風による倒木のために電線が切断され、各地で停電が発生しました。21時ごろから町内の馬瀬口、塩野、清万、西軽井沢、大林地区、面替、豊昇、広戸、草越と、停電箇所が広がり、面替区で公民館の屋根が飛ぶなどの被害が発生しました。中部電力発表の最大停電戸数は、町内の3,910世帯という発表になっております。23時ごろには向原区の住民1世帯4名が、倒木のために自宅が危険になり、公民館に自主避難。続いて、栄町区の水源地で倒木のため危険になったアパートの住民7世帯11人が、栄町公民館に自主避難しました。午前0時ごろ、豊昇区の豊昇園南側で佐久建設事務所が山鳴りを確認、町と協議の結果、3世帯8名に対して避難勧告を行い、

2世帯が森泉山財産組合事務所に、1世帯が親戚に避難をいたしました。また、停電によってポンプアップを行っている箇所での上下水道の稼働が停止、桜ヶ丘団地の給水も止まりました。幹線道路では、浅間サンラインと国道18号線が通行止めになり、町内の各所で倒木や土砂崩れにより通行できなくなりましたので、深夜まで作業を続け、幹線道路の交通の確保を進めました。また、小中学校を休校にするなど、被害の拡大に伴う新たな対応が生じたため、深夜にかけて順次関係する職員を緊急招集し、夜を徹して対応にあたりました。上下水道の稼働が停止していた箇所には、緊急に発電機をリースして設置したことによって、被害を最小限にとどめることができました。電気が回復するまでには、さまざまなトラブルもありましたが、職員の適切な対応によって、水道と下水道のライフラインは、ほぼ確保することができました。

7日は、夜明けとともに停電の被害と苦情が町民の皆さまから寄せられ、役場に電話が殺到し、パンク状態になり、8日深夜3時ごろまで問い合わせが続きました。御代田消防署は20名で連日対応し、消防団も徹夜で警戒にあたっていたいただき、延べ319名が出動していただきました。

町では6日の夜から中部電力に復旧を要請していましたが、軽井沢町の全域が町役場や病院を含めて停電になり、小諸市、佐久市でも広範囲に停電するなど、被害があまりに大きすぎるために復旧活動が困難を窮めました。原因はおびただしい数の倒木による架線の切断ですが、倒木のため切断された箇所に進入できないことが復旧の大きな妨げにもなりました。中部電力からは、町内の停電の情報も全く入らず、中電への電話も全く繋がらなくなってしまい、町内の停電箇所の復旧は、全く進みませんでした。

町内の大手企業は、自家発電により通常営業ができましたが、JA伍賀支所の野菜保冷庫が機能できず、野菜の出荷に支障をきたす危険性も発生しました。このため、私も急きょ中部電力佐久営業所を訪問し、営業所長に強力に復旧活動の強化を要請しましたが、このときの回答は、復旧には1週間程度かかるという、とんでもない内容でした。この中で厳しく中電の対応の悪さを指摘し、改善を求めた結果、応援態勢を最大限強めて電気を送っている電線のうち、特高圧電線の復旧を早急に行うことを確約いただき、停電の発生から32時間後の8日午前3時ごろから、順次停電が解消されてきました。これによって、停電していた地域の約半分が解決で

きましたが、まだ多くの世帯では架線が倒木のために切断され、通電されませんでした。通常、中部電力では、倒木が電線にかかった場合の処理は、危険性が高いため、専門の業者しか作業をすることができませんが、町としては、停電の解消を最大の課題として位置づけて、それまで道路をふさいでいた倒木の処理にあっていた町内の業者で、高所作業車を持っている業者、また、協力できる業者に高所作業車を借り上げて、中部電力の応援に回して、中電に協力する特別の態勢をつくることで、一気に電線にかかっている倒木の処理を進めることができ、8日の夕方には、被害が大きいために復旧できないわずかな地域を残して、ほぼ回復することができました。しかし、残念ながら、まだ一部の地域の停電は解決されていません。また、災害の全面復旧は、これからの重要な課題になってまいります。

今回の停電のために、町民の皆さまに大変ご迷惑をおかけしたことにつきましては、心からおわびを申し上げますとともに、今回の教訓を今後に活かしてまいりたいと考えています。停電によってお風呂が使えないご家庭があるために、『ハートピアみよた』のお風呂を無料開放する措置をとりました。倒木の撤去作業や災害の復旧につきましては、町内業者だけでなく、区長や区の役員の皆さまを先頭に、地域の皆さま総出での献身的な作業を行っていただき、消防団員の皆さま、また、近所の方々が助け合って作業を行うなど、地域での災害復旧に向けた活動が、きわめて重要であったと考えております。また、停電のためにそれぞれの家庭でご飯が炊けないことから、区長を先頭に、炊き出しを行った地域もありました。また、ある区では、区民の有志が集まって、公民館で炊き出しを行い、消防団が広報をしてまわり、おにぎりの提供を行いました。災害時にはすべてを町行政だけで対処することはできません。そうした地域住民の中での助け合いということが、きわめて大きな力になるということも実証され、災害に向けては、そうした地域力をどのようにつけていくかということも今後の課題になりました。

今回の被害の中で最大の問題点は、町民の皆さまへの情報提供が十分できなかったというところにあります。これは、町のオフトーク放送が停電のために機能せず、また、各区に設置されている放送機材も、停電のために機能しないことから、町の広報車を出して広報を行いました。的確な情報をお伝えすることができませんでした。区長さんへの文書連絡も検討しましたが、被害の情報がどんどん変わっていくために、タイムリーな情報伝達にはならず、実行できませんでした。しかし、今

回の停電については、中部電力の責任で利用者に対して情報を提供するということが、本来の姿であるということも、この際、明確にしておきたいと思います。

いずれにいたしましても、今回の教訓から、早急に防災無線など災害に強い情報伝達の手段のシステムの設置を進めていかなければなりません。倒木や落下した枝などの処分につきましては、やまゆり工業団地内の貯木場に持ち込んでいただくようにしました。皆さまから寄せられました災害復旧に対するご意見やご要望は、今後の行政運営にしっかり生かしてまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力を切にお願いをいたします。

なお、10月7日に予定をしておりました町民運動会は、災害復旧への対応と町民生活の安定を最優先とするために、中止とさせていただきます。また、本日、産業建設課長は、災害復旧のために議会は欠席させていただいておりますので、よろしくをお願いをいたします。

本議会にご提案をさせていただきます案件は、専決事項の報告1件、人事案件1件、条例案2件、決算の認定12件、補正予算案9件の、合わせて25件です。詳細につきましては、担当課長から説明していただきますので、よろしくご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

- - - 議案上程 - - -

○議長（土屋 実君） これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第3 議案第73号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第3 議案第73号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは、議案書の3ページをお出し願いたいと思います。

議案第73号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの

で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成19年9月7日となっておりますが、10日にご訂正願いたいと思います。
10日。

4ページをお願いします。

専第13号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので専決処分する。

平成19年7月3日専決

御代田町長 茂木祐司

記

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

5ページをお出し願いたいと思います。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を、次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(町長等の給料月額の特例)

3 平成19年7月1日から平成19年7月31日までの間における町長の給料月額は、第2条中「次の表」の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

町長の給料、本来ですと54万6,000円ありますが、10%カットしまして49万1,000円とするものです。

附則 この条例は公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

これにつきましては、職員の消防団分団の金の使い込みにより、7月3日付懲戒免職にいたしました。その責任をもちまして、町長の給料分10分の1を減給したものでございます。これについては、7月4日の議会全員協議会に説明し、ご了解を得ているところでございます。以上でございます。

○議長(土屋 実君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第73号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第4 議案第74号 固定資産評価員の選任について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第4 議案第74号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 古越敏男君。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) では議案書の6ページをお出し願いたいと思います。

議案第74号 固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字馬瀬町2044番地

氏 名 中 山 悟

生年月日 昭和24年2月22日

この固定資産税の評価員であります、平成15年12月議会において前助役の内堀真次氏が就任していましたが、平成19年2月に助役を退任されてから、空席でございました。今回、副町長6月19日に選任されたわけですが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任というものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第74号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第74号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第5 議案第75号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第5 議案第75号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の7ページをお願いします。

議案第75号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。

ご説明申し上げます。

資料ナンバー1がありますので、それを見ながらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それではご説明申し上げます。

この条例につきましてであります。第28号、第29号であります。「又は抄本」とありますが、の次に、「及び戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書」、29号であります。「及び除かれた戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書」を加えるというものであります。これは従前の戸籍では、戸籍及び除籍謄本の呼称であったわけですが、9月1日からの戸籍の電算化によりまして、全部事項証明書に戸籍及び除籍抄本が個人事項証明書に変わるために追加したものであります。

第30号、31号であります。「記載事項証明」の次に「及び戸籍の一部事項証明書」「及び除かれた戸籍の一部事項証明書」を加えるのは、戸籍除籍記載事項、呼称の、証明の呼称であったわけですが、これも電算化により変わるため、追加をお願いするものであります。

現在の条文を残して、それぞれ追加するわけですが、これはすべて電算化されるのではなくて、個人が現在の手書き、それからタイプライターの戸籍を望んだ場合には、電算化ができないという中で、現在の条文を残したうえで電算化に対応できるよう、それぞれを追加したものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行し、平成19年9月1日から適用するというもので、これは9月1日からの戸籍の電算化が行われているという状況の中で、9月1日にさかのぼって施行をするものであります。

現在であります。9月1日現在、3名の申し出がありまして、これが、戸籍が電算化できないという方がいま現在3名の方が申し出があるという状況であります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第6 議案第76号 御代田町消防団員の定員、任免、給与、

服務等に関する条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第6 議案第76号 御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは議案書の9ページをお出し願いたいと思います。

議案第76号 御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成19年9月、済みません、これ10日ということをお願いします。

10ページをお出し願いたいと思います。

この条例改正につきましては、現在、消防団員、御代田町の定員300名でございますが、消防団員の確保に大変苦慮しているところでございます。いままでは、消防団員になるためには、町内に住所があることが条件でございましたが、幅広く募集をかけるために、町内に勤務地がある者も、消防団員とすることができるように改正するものでございます。

御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を、次のように改正する。

第3条第1項第1号中、「当該消防団員の区域内に居住する者」を、「当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者」に改める。

第5条第2項第2号中、「当該消防団員の区域外に転住したとき」を、「第3条第1項第1号に該当しなくなったとき」に改める。

これは消防団員の退団、いままで退団が例えば御代田から小諸市に転出した場合は、自然退団になるわけですが、これは「勤務地がなくなったとき」を追加するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 7 議案第 77号 平成 18 年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 7 議案第 77号 平成 18 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の 11 ページをお願いいたします。

議案第 77号 平成 18 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の 6 ページから 13 ページをお願いいたします。それと併せまして、資料番号 2 をお出しいただきたいと思っております。

説明の方につきましては、資料番号 2 によりご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

平成 18 年度一般会計決算状況、まず歳入です。

款 1、町税。項 1、町民税。18 年度の決算額 6 億 3 1 1 万 5, 0 0 0 円。対前年比で 7. 1 % の減です。主な理由ですけれども、個人町民税、これが 4 億 4, 6 5 1 万 2, 0 0 0 円で 9. 7 % の増。それから法人町民税、1 億 5, 6 6 0 万 2, 0 0 0 円。35. 3 % の減ということで、法人町民税の減が大きく影響をしております。

続きまして 2 項、固定資産税。18 年度決算額、1 1 億 4, 5 8 9 万 1, 0 0 0 円。前年度比で 4. 3 % の減です。理由といたしましては、土地、地価の下落、それから家屋の評価替によります減価、それから大規模償却資産、大臣配分の減少によります。

3 項、軽自動車税。2,884万8,000円。対前年比4.8%の増です。これは台数の増加によります。

4 項、町たばこ税。8,564万9,000円。対前年比4.3%の減です。これは本数の減少によります。

5 項、特別土地保有税。18年度決算額0。前年比で皆減でございます。

6 項、都市計画税。1億1,770万9,000円。対前年比4.4%の減です。土地につきましては下落によります。それから家屋につきましては評価替による減価によります。

7 項、入湯税。33万5,000円。対前年比14.1%の減。利用者の減少によります。

続きまして款2、地方譲与税。項1、所得譲与税。18年度決算額1億1,785万7,000円。対前年比149.9%の増でございます。これは税源移譲の暫定的措置により増加をしております。

2 項、自動車重量譲与税。6,305万6,000円。対前年比1.7%の減。自動車重量税の減少によります。

3 項、地方道路譲与税。2,169万8,000円。対前年比3.1%の減です。揮発油税の減少によります。

款3、利子割交付金。1 項、利子割交付金。18年度決算額521万6,000円。対前年比38.3%。預金利子の減少によります。

款4、配当割交付金。項1、配当割交付金。18年度決算額487万9,000円。84.3%の増です。株式の配当の増加によります。

続きまして款5、株式譲渡所得割交付金。項1、株式譲渡所得割交付金。375万6,000円。対前年比14.1%の減です。これは株式譲渡所得の減少によります。

款6、地方消費税交付金。項1、地方消費税交付金。18年度決算額1億4,431万6,000円。対前年比0.8%の増加です。

続きまして款7、ゴルフ場利用税交付金。項1、ゴルフ場利用税交付金。18年度決算額2,121万4,000円。対前年比4.9%の増。ゴルフ場利用者の増加によります。

款8、自動車取得税交付金。項1、自動車取得税交付金。18年度決算額3,661万円。対前年比1.4%の増です。これは自動車取得税の増加によります。

款 9、地方特例交付金。項 1、地方特例交付金。18 年度決算額 4,371 万 8,000 円。対前年比 6.1% の増です。

款 10、地方交付税。項 1、地方交付税。18 年度決算額 11 億 304 万円です。対前年比 19% の減になっております。普通交付税 10 億 445 万円。前年度比で 19.9% の減。特別交付税 9,859 万円。前年度比で 8.0% の減になっております。

款 11、交通安全対策特別交付金。項 1、交通安全対策特別交付金。231 万 7,000 円。対前年比 8.1% の増です。

款 12、分担金及び負担金。18 年度決算額 1,236 万円。対前年比で 79% の減です。

次のページをお願いいたします。

項 1、負担金。18 年度決算額 1,236 万円。対前年比 79% の減。理由ですけれども、廃棄物処理施設共同事業負担金の減少によります。

款 13、使用料及び手数料。項 1、使用料。1 億 6,679 万 7,000 円。対前年比 3.7% の減。保育園の使用料の減少によります。

項 2、手数料。18 年度決算額 1,100 万 2,000 円。対前年比 8.4% の減でございます。

款 14、国庫支出金。項 1、国庫負担金。18 年度決算額 1 億 613 万 7,000 円。7.3% の減です。

項 2、国庫補助金。18 年度決算額 996 万 4,000 円。対前年比 90.4% の減。これは南小学校施設整備費の減少によります。

項 3、委託金。18 年度決算額 563 万 3,000 円。対前年比 65.7% の減です。衆議院選挙費の委託金の減少によります。

款 15、県支出金。項 1、県負担金。1 億 236 万 9,000 円。対前年比 42.9% の増加です。被用者小学校終了特例負担金の増加によるものです。

項 2、県補助金。7,244 万 1,000 円。対前年比 24.1% の減です。馬瀬口地区基盤整備促進事業の減少によります。

項 3、委託金。2,723 万 3,000 円。対前年比 24.8% の増です。県知事選挙委託金の増加によります。

款 16、財産収入。項 1、財産運用収入。983 万 5,000 円。対前年比で 9.6% の減です。

項 2、財産売却収入。631万6,000円。対前年比79.9%の増です。土地売り払い収入の増加によります。

款 17、寄附金。項 1、寄附金。18年度決算額1万円。対前年比99.6%の減です。大口寄附の減少によります。

款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金。745万8,000円。対前年比43.6%。老人保健医療特別会計繰入金の減少によります。

項 2、基金繰入金。1億円。対前年比8,990.9%の増です。減債基金の繰入金の増加によります。

款 19、繰越金。項 1、繰越金。18年度決算額4億2,720万3,000円。対前年比8.7%の減です。18年度繰越金と書いてありますがけれども、これを17に訂正をお願いいたします。

款 20、諸収入。項 1、延滞金及び加算金。900万8,000円。対前年比43.7%の増です。

項 2、町預金利子。18年度決算額161万円。203.2%の増です。歳計現金の預金利子の増加です。

項 3、貸付金元利収入。169万1,000円。1.1%の減です。これはすべて奨学金の返還金です。

項 4、雑収入。7,184万3,000円。対前年比29.7%の減。消防団の退職報償金の減少によります。

款 21、町債。項 1、町債。18年度決算額1億9,960万円。対前年比302.4%の増。臨時財政対策債の皆増。それから義務教育施設整備事業債の皆減によります。

歳入合計、48億9,773万4,000円。対前年比で5.2%の減でございます。続きまして歳出をお願いいたします。

歳出につきましては、主な理由の書いてあるところについて、ご説明をしていきたいと思っております。

款 1、議会費。項 1、議会費。18年度決算額7,346万円。対前年比8.2%の減。議員定数の削減による報酬等の減少によります。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。18年度決算額4億6,289万1,000円。対前年比13.6%の減です。電算管理費経費の減少、オフトーク通信事業経費の減

少によります。

続きまして項 3、戸籍住民基本台帳費。18年度決算額3,446万5,000円。対前年比32.0%の増です。戸籍電算化委託料848万4,000円。これが増の主な原因になっております。

項 4、選挙費。18年度決算額1,469万1,000円。対前年比24.4%の増でございます。理由につきましては、それぞれの選挙の増と、それから減ということになっております。

項 5、統計調査費。65万4,000円。対前年比89.4%の減です。国勢調査費594万5,000円の減が主な理由になっております。

款 3、民生費。項 2、児童福祉費。4億299万8,000円。対前年比9.9%の増です。児童手当、小学校の3年生までを6年生まで拡充したということで、2,296万円の増が主な理由となっております。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。18年度決算額1億1,539万円。対前年比11.2%の減です。新エネルギービジョンの経費682万円の減が主な理由でございます。

続きまして款 6、農林水産業費。項 3、農地費。18年度決算額9,728万1,000円。対前年比21.1%の減です。馬瀬口地区基盤整備農道工事2,330万4,000円の減が主な理由になっております。

款 7、商工費。項 1、商工費。18年度決算額6,242万9,000円。対前年比70.8%の減です。これはやまゆり工業団地補填金ということで、土地開発公社に補てんした日穀製粉が買うときに土地開発公社に補てんしたお金でございます。これが1億5,257万6,000円が減になっております。

款 8、土木費。項 1、土木管理費。18年度決算額2,309万1,000円。対前年比31.3%の減。住宅新築資金の繰出金の減で879万2,000円です。繰上償還がございましたので、この分につきましては繰り出しがなかったということで、減になっております。

項 2、道路橋梁費。18年度決算額1億3,453万円。対前年比38.9%の増。御代田佐久線他維持補修工事4,993万円の増です。

項 3、河川費。18年度決算額2,000円。対前年比99.9%の減。河川維持工事費の減少によるものです。

続きまして項 4、都市計画費。18 年度決算額 1 億 2,004 万 3,000 円。対前年比 30% の減です。都市計画基本図の作成 1,659 万円の減。下水道の繰出金 3,604 万 9,000 円の減が主な理由でございます。

項 5、住宅費。18 年度決算額 1,697 万 3,000 円。対前年比 28.7% の減。公有財産購入費 693 万 4,000 円の減が主な理由でございます。

款 9、消防費。項 1、消防費。18 年度決算額 2 億 3,124 万 5,000 円。対前年比 15.4% の減です。公務災害補償費 2,096 万 2,000 円の減。消防団員退職報償金 1,448 万 1,000 円の減が主な理由でございます。

款 10、教育費。項 1、教育総務費。18 年度決算額 1 億 1,136 万 8,000 円。対前年比 15.8%。一般人事管理経費 1,175 万 6,000 円の増が主な理由でございます。

項 2、小学校費。9,948 万 8,000 円。対前年比 59.5% の減。南小学校の増築工事 1 億 4,793 万 4,000 円の減が主な理由でございます。

続きまして款 11、災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費。562 万円。対前年比 1,312.1% の増です。これは小災害復旧費の増によるものでございます。

項 2、公共土木施設災害復旧費。18 年度決算額 885 万 8,000 円。対前年比 1,015.6% の増です。これも小災害復旧工事の増でございます。

款 12、公債費。項 1、公債費。18 年度決算額 9 億 8,852 万 9,000 円。対前年比 2.5% の増です。主な理由ですけれども、臨時財政対策債、平成 14 年度の許可債の元利償還金の開始による増でございます。

歳出合計、18 年度決算額 43 億 7,436 万円。対前年比で 7.7% の減でございます。

続きまして決算書の 192 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。一般会計。

1、歳入総額。単位が千円単位になっております。48 億 9,773 万 4,000 円。歳出総額 43 億 7,436 万円。歳入歳出差引額 5 億 2,337 万 3,000 円です。実質収支額、同額でございます。次の 6 の実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額が 3 億円でございます。

この内容についてご説明を申し上げます。

地方自治法 233 条の 2 と申しますのは、歳計剰余金の処分ということになって

おりまして、「各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、または普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる」ということになっております。そして地方財政法第7条という法律がございますけれども、これにおきまして「決算上の剰余金の2分の1を下らない金額について、積立または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない」ということになっております。

まず、御代田町の場合、財政調整基金がございますけれども、この財政調整基金の第2条におきまして、「財政の健全化を図るため、必要な経費の財源に充てる額並びに一般会計歳入歳出決算において剰余金を生じた場合、この剰余金の一部を基金として積み立てることができる」ということになっておりまして、条例で定められております。

それから、なぜ3億円かということなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、地方財政法第7条によりまして、2分の1を下らない額ということになりまして、いわば2分の1以上の額を積み立てなさいということになっております。5億2,337万3,000円の2分の1を下らない額ということで、3億円。それで既に予算で2億円につきましては繰越金をみてありますので、それと全体を調整いたしまして、3億円を積み立てるということでお願いをしたいと思います。

続きまして決算に関する説明資料の2ページをお願いいたします。377ページの次の次のページになります。

普通会計の概要。普通会計。普通会計と申しますのは、一般会計プラス住宅新築資金等貸付事業会計プラス小沼地区財産管理会管理会計、この3つを足したものを普通会計と申します。

1、平成18年度の決算総額。

歳入。49億2,208万8,000円。増減額2億6,607万1,000円の減でございます。

歳出。43億9,809万円。増減額3億6,200万5,000円の減でございます。

実質収支。5億2,399万8,000円。増減額1億2,008万4,000円になっております。

前年度は繰越明許費2,415万円を含んであり、前年度に比べ、歳入5.1%、歳

出は7.6%の減少になっております。主な要因といたしましては、前年度実施いたしました南小学校増築工事等大規模な事業の減少によるものでございます。

2、歳入の状況。

歳入を科目、それから構成比別に見ると、町税40.3%、地方交付税22.4%、国庫支出金2.5%、県支出金4.1%、地方債4.1%の順となり、地方交付税は2億5,838万9,000円あまりの減少になっております。また、地方債は1億5,000あまりの増加ということになっております。地方交付税の減少になった理由なんですけれども、一番大きな理由といたしましては、地方交付税の基準財政収入額の増加ということで、法人税の交付税の基礎通知がございませぬけれども、この基礎通知に使います法人税の基礎通知につきまして、前年の課税標準額を使うために、前年の課税標準額が高かったということで基準財政収入額が増えました。ということで、基準財政需用額から基準財政収入額を引いたものが地方交付税ということになりますけれども、基準財政収入額が前年のものを使ったということで、高くなった、その引き算をやった結果としてこのものが全体として交付税が減少したということになります。そして、この減少した分につきましては、これは特定の計算方法がありまして、またこれ3年に分けて、また町の方に返されるというような状況でございませぬ。

その他の内容につきましては、読んでいただきまして、あると思いますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

申しわけございませぬけれども、4ページをお願いしたいと思っております。

これの続きの4ページですけれども、資料に訂正がございませぬので、申しわけございませぬ。4ページの(2)物件費ですけれども、物件費はとありまして、その2行目の主な要因としては、環境アセス委託料の1,418万6,000円の増加となっておりますけれども、これにつきましては、環境アセスから増加までの部分のところにつきまして削除をしていただきたいと思っております。申しわけございませぬけれども、これはよく精査いたしまして、差し引きしたところ、あまり大きな金額の増加ではなかったということで、この部分を削除していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

一般会計につきましては以上です。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時00分)

(休憩)

(午前11時12分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

武井 武君。

(3番 武井 武君 登壇)

○3番(武井 武君) 3番、武井であります。

細かいことで大変恐縮でございますけれども、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

決算書の191ページ、予備費充当の関係であります。款4、款6、款8、款19につきましては、社会建設経済常任委員会へ付託になってまいりますので、そちらの方でお聞きをしてまいりたいと思えますが、特に大きい款2の2の1への充当、956万7,000円、あるいは款10、4の3への充当101万3,000円等々について、どのような事業にどのような不足が生じ、予備費を充当しなければいけなかったか、まずお聞きをしたいと思えます。

○議長(土屋 実君) 企画財政課長、内堀豊彦君。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) お答えいたします。

まず、2の2の1への充当、956万7,000円。これにつきましては、税金の還付でございます。特に大きなものとしたしまして、法人町民税の還付、シチズンミヨタに対します819万4,100円。これにつきましては、予納をしていただきました税金につきまして、還付となったということでございます。

それからもう1つの方の10の4の3への充当、101万3,000円ですけれども、これにつきましては、図書館のコンピュータシステムの保守点検の委託ということで、予備費から充当をさせていただきました。以上でございます。

○議長(土屋 実君) 武井 武君。

○3番(武井 武君) 続いて、確認の意味でお聞きをしたいわけでございますけれども、

192ページ、6番の実質収支のうちという欄で、3億円を説明によりますと財政調整基金へ積み立てるといふふうにお聞きをして、それで間違いのないと思うわけでございますけれども、説明によりますと、地方財政法によりまして2分の1以上を地方償還金に充てるために積み立てなさいといふふうには書いてあるということになりますと、減債基金へ繰り入れるのが妥当ではないかといふふうと思うわけでありまして、町の条例で財政調整基金へ積み立てることができるといふふうには「でき得る」規定はあると思っておりますけれども、上位法であります地方財政法によりますと、先ほどの説明であれば、地方償還金に充てるために積み立てることができるといふふうには説明があったように聞きましたので、その確認の意味でどちらが正しく、どういう理解をすればいいか、お願いします。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長、内堀豊彦君。

○企画財政課長（内堀豊彦君） ご説明を申し上げます。

地方財政法第7条の規定によるということ、第7条には積立、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるということ、積み立てるかまたは償還期限を繰り上げて行う地方債の償還に充てるかということ、どちらかをできますよと、ま、両方やってもいいんですけれども、ということ、これはセットではなくて、それぞれ別にできますよということ、今回、積立をさせていただいたということでございます。以上です。

財政調整基金に積立をさせていただきました。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） もう1点、決算書の7ページであります。

大きな金額といいますが、不納欠損額が生じてございます。いろいろな理由等によりまして、これは不納欠損をし、監査委員さんの監査を受け、承認をされ、議会へ提出されたものと思っておりますが、その中でこれは軽自動車税の6万6,200円、この軽自動車税につきましては、普通の税と違って、これは短期決戦型税と私は理解をしているわけでありまして、外国の皆さんがそのまま登録はしたけれども廃車をしないで行ってしまったり、住所不明になってしまったりとか、いろいろな状況があるかと思うわけですが、まず不納欠損をする前にこれがきちんとした短期決戦でこの自動車がどこへ動いているか、だから督促が出て、それから未納になってくるものについては、金額も少ないわけですので、処理をしよう

すれば非常に楽な税金、物があれば当然のことながら、自動車屋さんに出してしまった、廃車の手続が遅れている等々の理由で滞ってくるものが、非常に多いと思われるわけです。そこで、どのような徴収方法を軽自動車は、軽自動車に限り、行ったか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 税務課長、土屋敏一君。

（税務課長 土屋敏一君 登壇）

○税務課長（土屋敏一君） 18年度については、一般の税と同様の滞納整理といいますが、を行っておりますが、19年度におきましては、税務課職員におきまして軽自動車税だけ5月に納期が過ぎまして7月の下旬から8月にかけて、この軽自動車税を中心に、それぞれ現年を中心に班編成をしまして、滞納整理に歩きました。その中でやはり、既に実際には車がないというようなものもありまして、その手続をしなかったというようなものがありまして、その場合にはその手続等の方法等をお知らせするというので、ひと通り税務課職員によって歩くということを19年度は行いました。税額とすれば少ない税額ですので、訪問すればそのぐらいたったら払うという方もおりまして、そんな対応を19年度はとらせていただいているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 19年度対応、非常によく、一生懸命やっているというふうに理解ができました。終わります。

○議長（土屋 実君） 次にご質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

（6番 柳澤嘉勝君 登壇）

○6番（柳澤嘉勝君） 6番、柳澤嘉勝です。

決算書の107ページ、1番の下の欄にございますが、繰越明許、廃棄物処理施設共同事業経費として18年度に1,563万円が計上されております。次のページの上に、その内訳ですけれども、一般委託料の中で生活環境影響調査費（その2）、ここに292万円が支出されているわけですが、この内容について具体的に説明をいただきたいと思います。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えしてまいりたいと思いますが、できれば2件目の提案もあるようですので、そちらも併せてさせていただければと思うので、先に提案お願いできればと思いますが。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） それでは、もう1点は、既に環境アセス調査委託料、いままで6,000万円以上の支出が発生しているというふうに思っておりますが、実際に支払われた、支払済み金額ですね、これが一体幾らになっているか、そのことをはっきりさせていただきたいこと、そしてまた、軽井沢町、小諸市、御代田町の分担金の割合がどうなっているか、このいわゆる環境アセス調査委託料の明細を開示いただきたいと思えます。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

○生活環境課長（中山秀夫君） それでは、ただいまの質問にありました1番目の問題と、それから2番目の問題、一括して説明申し上げてまいりたいと思えます。

まず、3市町の共同事業として支払われた総事業費は、人件費を除く6,485万274円であります。その事業内訳は、平成16年度に一般廃棄物ごみ処理広域化基本計画策定業務委託、契約額257万2,500円。地質調査業務委託、契約額595万3,500円。基準点数値地形測量業務委託、契約額609万円。敷地造成工事基本設計業務委託、契約額546万円。生活環境影響調査業務委託2,048万5,500円の5業務を発注しましたが、そのうちのごみ処理広域化基本計画策定業務委託、実質調査業務委託の2業務は、年度内に完了し、ほかの3業務は繰越事業として平成17年度まで実施して完了いたしました。

なお、敷地造成工事基本設計業務委託は、造成計画の内容などが苗畑跡地全体の有効活用を検討するための資料として、他事業のレイアウト構成や周辺整備契約も盛り込まれており、計画段階での過程として未成熟のため、共同事業としての事業費には含まれておりません。さらに、引き続き平成17年度に発注した施設整備基本計画に係る基本計画書作成業務委託、契約額1,050万円。各委員会等資料作成処理施設、処理方法選定、事業実施方法に関する報告書策定、それから循環型社会形成推進地域計画策定業務委託、契約額315万円。環境省等の交付金手続及び計画書策定、生活環境影響調査（その2）業務委託、契約額588万円。環境アセスメントの3業務は、生活環境影響調査の現況調査の追加による増及び検討委員会

等で検討している処理方式選定の遅延により、17年度の完成が見込めなかったため、引き続き18年度に繰り越して実施しました。そのほかに同17年度で文化財掘削調査業務委託、契約額290万8,500円も発注いたしましたが、年度内に完了はしてございます。したがって、生活環境影響調査に要した総事業費は、2,636万5,500円でございます。

これら委託経費と事務経費を合わせた共同事業経費は、6,485万274円と総額でなっております。こうした事業費の分担割合は、小諸市、軽井沢町、御代田町で3等分した2,161万6,758円の負担をもって事業を執行してきたものでございます。

環境アセスの調査業務につきましては、平成16年度生活環境影響調査業務委託（平成17年3月30日から平成18年3月31日）と、平成17年度生活環境影響調査（その2）業務委託（平成18年2月13日から平成19年3月30日）として、2回実施しました。

それぞれ2年またぎで繰越して実施いたしましたが、これは2カ年以上の繰越が事項以外の理由では予算執行上認められないこと、当初予定していた調査内容が、検討委員会や地元の要望により増えたこと、猛禽類等の飛来確認により、追跡調査期間が延びたこと、検討委員会や理事会会議でのごみ処理方式決定ができなかったことにより、設計内容の変更をともなって移行期間を延長したものであります。

なお、本業務は、最終的にはごみ処理方式が決定された後に検討委員会、更に予測評価、計画内容を審議して、生活環境影響調査書として取りまとめ、公告縦覧、地元説明会を行い、関係住民の意見を聴取し、今度は見解書を作成し、生活環境影響評価書としてとりまとめて完了する予定でしたが、途中、町の計画方針の大幅な変更によって、苗畑跡地がごみ処理施設建設計画の対象地となくなりましたため、検討委員会から提言された処理方式で暫定的に予測した受注業者から報告書だけで、それ以後行う予定でした公告縦覧から、最終の評価書までの作業は実施しておりません。こうした調査業務の内容は、皆さんにお配りしましたこの資料に基づいてその生活環境影響調査の実施の手順の中に、（その1）というふうでございます。それと、（その2）という形でなっておりますが、（その2）では、その未実施の部分も組み込んでございましたが、いまお話ししましたように、実施できなかったというところで組みかえをして完了させていただきました。

生活環境影響調査業務委託の報告書につきましては、先ほどの検討委員会に審議をかける前の公告縦覧する前の受注業者からの提出された成果品の中から別紙ごみ処理施設整備事業生活環境影響調査報告書概要版といたしまして、既に町議会や地元関係者あるいは町区長会の皆さまに提出してございます。

生活環境影響調査（その２）業務委託の内容としましては、平成１８年３月１０日に開催されました議会全員協議会でお示した資料に、ごみ処理施設整備事業生活環境影響調査中間報告書バイオ版にもあります生活環境影響調査の実施手順、図の１の１ですね。生活環境影響調査の流れによりますと、第１回目では、一番上の事業計画案から始まり、現地調査及び概況調査、現状の環境の８割型を実施してまいりました。第２回目の（その２）では、現地調査及び概況調査、現状の環境の残り２割から始まりまして、これは追加要望による調査箇所を増や、猛禽類の追加調査の延長によるものです。環境保全目標の設定や予測と評価、環境保全目標との比較、生活環境影響調査報告書の作成を実施したものであります。それ以外は検討委員会で環境保全対策の検討をフィードバックし、公告縦覧、関係住民の意見の聴取、見解書の作成、最後の生活環境影響評価書の作成を予定しておりましたが、実施できなかったため、変更契約で減額とし、繰越予算を大きく残して完成したものでございます。

そうした中で、アセスの調査委託業務の内容ということでございますが、資料の次ページをめくっていただきますとわかりますように、生活環境影響調査の項目の設定につきましては、見ていただきましたとおり、右端の方にあるのは国が示しているものでございますが、御代田町でのごみ処理の施設整備事業の生活環境調査の項目は、国が示したものよりも多くのことをやっております。大気質をはじめ、全部で８項目の問題をとらえて、やってきたものでございます。その現地調査の範囲、調査地点につきましては、こちらの６ページあるいは３ページといたしますか、こちらの方に大体どういう内容をしたかということがここに記載してございます。

また、その裏、図１の２におきましては、こちらに調査地点としたものの場所が位置、示されてございます。そのほかにも次ページにありますように、土石流災害、また地滑り災害、また斜面崩壊その他を表して、後ろにはその図１の計画地付近の分布されたものを示してございますが、これらについても問題のないという見解でなっております。これらの内容を調査するのが、こちらで示された環境アセスの

調査の委託の内容でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） 一番冒頭に、実際に支払われた金額等の説明がありましたが、いまいただいた書面には、その金額の内容が明示されておりませんので、そのいま課長の説明いただいた金額部分のところを、書面で議員の皆さんには配付いただけますか。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

○生活環境課長（中山秀夫君） はい。まとめたものがございますので、必要あらば配付いたします。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） もう1点、ただいまいただいた資料の中で、未実施の部分がございいますが、要するにこの調査を委託した業者に対して、もう支払いは完了しているのか、あと、この未実施の部分を実際にいま話で中断しているということなのですが、これを実施しようとする、更に費用が発生するのか、ここをちょっと明確にしてください。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

○生活環境課長（中山秀夫君） 実施できたものは292万円ほどでございますが、繰り越してやった中では。実際的には、ここに不用額と書いてあります612万円、この以後未実施の部分を実施するとするならば、それだけ必要となります。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） それでは、今日、いまいただいた資料ですが、これ、しっかりまた確認させていただいて、また疑義があれば、質問させていただきます。

私の質疑は以上で終わります。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

3点ほどお聞きしたいと思います。まず、1点目でありますけれども、ページで言いますと、153ページ、それから159ページ、167ページにまたがっております、就学支援というか、就学援助制度の部分であります。御代田町ではこの

要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱として実施されているものでありますが、この対象者のここ数年の動向ですか、その増えていることとは思いますが、裏の決算資料の方で見ていまして、17年度、18年度におきましてはかなり増えているということでもあります。これは3月議会の2006年、昨年3月議会一般質問して、国の方はこの準要保護の部分については一般財源化されて、それにもなってここを実施しない自治体のいる中、町は継続するののかという点においては、その当時の教育次長としては継続していきたいと。それで増えたのであれば、補正で対応するというので、18年度実施されたかと思うわけですが、その、増えていると思うんですが、その動向ですね、それとまた、これについて来年度、19年度も更にこう、町としてはどういう考えでいるのかというか。それから、ま、20年度ですね。20年度に向けてのその周知、やはり19年度においても周知方法というのがかなり細かくやっていただいたという経過がありますので、その周知方法も含めて20年度はどのように対応していく考えでいるのか。

それと、ページ、76ページの民生費の中の同和対策費であります、585万6,000円の減額となっております。また、78ページにおいては、隣保館運営費の641万1,000円の減額というのがあるわけですが、この主な理由についてをお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 教育次長、荻原眞一君。

（教育次長 荻原眞一君 登壇）

○教育次長（荻原眞一君） それでは市村千恵子議員の質疑にお答え申し上げます。

ちょっと順番が違ってもかもしれませんが、ちょっと資料の方、事前に準備してございますので、資料にそって答弁したいと思います。

まず、近年における対象児童生徒数の推移ということではありますが、要保護、準要保護児童生徒援助費の支給対象児童生徒数ということで、小中学校の総数で見ますと、平成15年度から17年度までの間は70名前後の横ばい状態でしたが、18年度は90名、19年度は8月現在で96名と、急激に増えているような状況にあります。ただいま申し上げた人数については、決算書の人数とは若干違っていると思いますが、決算書の方は年間、何と説明したらよろしいのでしょうか、平均化、要するに転入、転出等のお子さんが対象児童でもいらっしゃるということで、それらを1年間に換算した平均的な数値という人数でとらえています。ただいま申

上げた18年度90名、19年度は96名というのは、実際、学校の方に在籍されていた、在校されていた児童生徒数の総数ということでもあります。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それと、周知、新規就学児童等保護者に対する周知の点ですが、新規就学児童等ということで、これは新規のみならず、全家庭に対して行っているんですが、保護者に対する周知につきましては、学校を通じ、1学期の家庭訪問前に援助制度の要点をまとめた就学援助制度についてのおしらせというプリントを、すべての家庭に配布してございます。その後、受給を希望される家庭から学校に申請をしていただいているわけですが、おしらせを理解されていない家庭等に対しましては、家庭訪問時にプライバシーを侵害しない範囲で、学校の担任から対象となる可能性のある児童生徒の保護者に対しまして、援助費の申請をされたらどうかというような相談、説明を申し上げております。

それと3点目。今後、どうしていくかということだと思っておりますが、先ほど市村議員の方から説明がありましたとおり、要保護、準要保護児童生徒援助費の国庫補助につきましては、支給額に対し、要保護が2分の1、準要保護は3分の1を上限として、平成16年度まで補助を受けていました。平成17年度以降は、一般財源化によりまして要保護児童生徒援助費と特別支援教育奨励費を除き、補助制度は廃止されたわけでありまして、ですが、町では平成16年度までと同様に、国の規準に基づき、準要保護児童生徒援助費を支給しております。今後につきましても、教育委員会では継続して実施していくというふうに考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 総務課長、古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは2つ目の質問、同和対策総務費が18対17の差、約580万円減額になるわけですが、昨年10月、同和対策課長死亡による約半年分の人件費418万円減、それとつどい後援がいままで外部へ委託していましたが、職員がやったために48万円の減、解放同盟協議会の補助金120万円の減でございます。

それから隣保館運営費につきましては、やはり人件費、昨年1人、生活環境課の方へ1人、職員が異動したために、440万円の減、それと館報、隣保館報印刷代29万円の減、主なものは以上でございます。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） この就学援助制度も今年度も更にその16年、一般財源化されて国の補助がなくなってもかかわらず、町は続けていくということですので、是非とも周知徹底も含めて継続していただきたい。終わります。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第8 議案第78号 平成18年度御代田財産区特別会計歳入歳出

決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第8 議案第78号 平成18年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の12ページをお願いいたします。

議案第78号 平成18年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の194ページ、195ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書、款項別集計表、御代田財産区特別会計歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額832万8,524円。この内容ですけれども、ハートピアみよたの貸付料700万円。それから中央記念病院への貸付料100万円などです。

それから項2、財産売払収入。収入済額1億1,834万円。これにつきましては、シチズン時計に1,570平米、3,087万円。それから中央記念病院に4,950平米、8,747万円の財産区有地を売却したということで、場所につきましては、シチズン、それから中央記念病院があるところに、まだ財産区の土地が残っていたわけですけれども、この用地を売却をしたということでございます。

続きまして款3、繰越金。項1、繰越金。46万2,544円。これは17年度の

繰越金でございます。

歳入合計、1億2,713万1,068円。

続きまして次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費。項1、支出済額1億2,591万3,456円。主な内容ですけれども、先ほど申し上げました売却した土地につきまして、財政調整基金への積立金ということで、1億1,310万円。それから財産区有林の下刈りの委託640万円。それから財産区有地の管理委託ということで480万円です。

支出合計、1億2,591万3,456円です。

決算書の204ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額。1億2,713万1,000円。歳出総額、1億2,591万3,000円。歳入歳出差引額121万7,000円。実質収支121万7,000円です。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第9 議案第79号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第9 議案第79号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第79号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の206、207ページをお願いいたします。

まず歳入です。款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額 20 万 5 5 1 円。これにつきましては、財政調整基金の利子でございます。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。収入済額 4 1 0 万円。財政調整基金の繰入金でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。収入済額 3 3 万 7, 5 0 3 円。平成 1 7 年度からの繰越金でございます。

款 5、県支出金。項 1、県補助金。収入済額 1 3 8 万 5, 1 0 0 円。分収造林の整備の県の補助金でございます。

歳入合計、6 0 2 万 3, 1 5 4 円です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款 1、総務費。項 1、総務管理費。支出済額 5 7 1 万 6, 8 6 3 円。内容ですけれども、森林管理の委託料 1 8 3 万 9, 0 0 0 円。森林造成事業の委託料 1 9 7 万 9, 0 0 0 円です。

歳出合計、支出済額 5 7 1 万 6, 8 6 3 円です。

決算書の 2 1 6 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 6 0 2 万 3, 0 0 0 円。2、歳出総額 5 7 1 万 6, 0 0 0 円。3、歳入歳出差引額 3 0 万 6, 0 0 0 円。5、実質収支額 3 0 万 6, 0 0 0 円です。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は 1 時 3 0 分より再開いたします。

（午前 1 1 時 5 5 分）

（休 憩）

（午後 1 時 3 0 分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

生活環境課長より答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

○生活環境課長（中山秀夫君） 先ほどの提案質疑の中で、3市町の共同事業として支払われた総事業費の明細をお手元に配付させていただきました。よろしく願いいたします。

- - - 日程第10 議案第80号 平成18年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第10 議案第80号 平成18年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは、議案書の14ページをお出し願います。

議案第80号 平成18年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の218ページをお出してください。218、219ですね。

歳入からご説明申し上げます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。収入済額444万5,000円。これにつきましては、公債費の不足分を一般会計からの借り入れ、要するに繰入、借用しているわけでございます。

次に繰越金。52万3,602円、前年度繰越金でございます。

諸収入。項1、貸付金元利収入。1,749万5,954円。これにつきましては、貸付金の元利収入現年分32件、1,052万9,410円。それと過年度分10件、696万6,544円の入でございます。

延滞金及び加算金については、ございませんでした。

次に県支出金の県補助金であります。31万2,000円。これにつきましては、住宅新築資金等貸付助成事業ということで、償還にかかる経費の4分の3、県から補助が出ております。

続きまして歳出。220、221ページをお願いしたいと思います。

款 1、土木費。項 1、住宅費。支出済額 4 4 万 1, 4 3 5 円。消耗品、通信一般費、事務機等借上げ経費でございます。

項 2、公債費。2, 2 0 1 万 6, 9 0 4 円。これにつきましては、公債費新築 2 5 件、改修 5 件、宅地 2 8 件、計 5 8 件、2, 2 0 1 万 6, 9 0 4 円でございます。

歳出合計、2, 2 4 5 万 8, 3 3 9 円でございます。

続きまして 2 2 8 ページの実質収支に関する調書をお願いしたいと思います。

歳入総額 2, 2 7 7 万 6, 0 0 0 円。歳出総額 2, 2 4 5 万 8, 0 0 0 円。歳入歳出差引額 3 1 万 8, 0 0 0 円。実質収支額 3 1 万 8, 0 0 0 円でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

（ 6 番 柳澤嘉勝君 登壇 ）

○ 6 番（柳澤嘉勝君） 6 番、柳澤嘉勝です。

ただいまの住宅新築資金等貸付事業の中で、未償還金の金額並びに滞納金額、これが 1 8 年度決算時点でどのくらいになっているかを教えてください。

で、具体的なその解消策等々をとられていると思いますが、その対策と解消の見通しはどうか、併せて教えていただきたいと思います。

○議長（土屋 実君） 総務課長、古越敏男君。

（ 総務課長 古越敏男君 登壇 ）

○総務課長（古越敏男君） 1 点目の未償還金の金額はということでございますが、1 8 年度末現在、未償還金の額は 2 億 1, 2 9 5 万 9, 0 0 0 円でございます。滞納額は 1 億 8 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

2 点目、具体的な解消策、解消の見通しはということでございますが、現在、個別訪問、催告書を送付することによって返済意識を図り、また、支払額の変更、通常例えば 3, 0 0 0 円ずつ返す償還でありますと、1, 0 0 0 円に落とすとか、1, 5 0 0 円に落とすというような、返済計画の見直しを呼びかけているところでございます。しかし、これら旧態依然とした方法に即効力がなく、なかなか良い結果につながりません。

具体的な滞納金回収対策としては、ひとつとして弁護士に相談し、法的不安を解消したうえで、連帯保証人に対して請求、その結果として強制執行、不納欠損の手續に移行が考えられます。現在、そのための準備研究を行っているところでございます。しかしながら、強制執行、不納欠損の手續に移行するには、法的知識の習得と実務経験の不足を補うことが必要なわけでございます。現在、県では償還推進支援策の検討を始めました。これについて若干ご説明を申し上げます。

平成19年7月27日付、長野県住宅部建築管理課において、『住宅新築資金償還推進助成事業に関するアンケート』という公文書が来ております。この中で、県では厳しい財政状況を踏まえて、これまで財政改革プログラムを実施してきました。この中で住宅新築資金償還助成事業のうち、償還推進助成にかかる一部費用について、助成を行ってきませんでした。しかし、市町村において償還推進事務を進めるにあたり、強制執行等の最終段階で多額の不納欠損が発生している状況にあるとお聞きします。県としても、将来、この貸付金償還事業が早期に終了できるものであれば、結果として行政経費の削減にもつながることを鑑み、県で行える支援策の検討を行ってまいりたいと考えております。つきましては、検討を進めるにあたり、お手数でもアンケートにご協力をお願いします、ということで、御代田町の滞納状況、あるいはどうして滞納しているのかというような何項目かの調査がありまして、回答してあるところであります。

これを受けまして、町も県と一丸となって償還金の回収に取り組む検討をしていくところであります。これによって得られる効果としましては、1つとして、全県的に広報をすることによって、滞納者に対し、滞納金回収事業が全県的事業であることを知らしめることができます。2つ目として、県主催による実務研修会を開催することにより、知識と技術の共有化を図ることができます。3つ目として、強制執行及び不納欠損の手續をマニュアル化することによって、事務の迅速化を図り、他町村との事務の整合性を高めることができます。4つ目として、実務上の相談窓口、弁護士等を統一することも可能で、事務の迅速化を図り、他町村との事務の整合性を高めることができます。このようなことを現在検討しているところであります。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） いま、お聞きしますと、未償還金が2億円以上、それから滞納金

が1億円以上というふうな大金になっていると。しかも、御代田町だけではなくて、全県的に非常に大きな問題だということが理解できました。

担当課としましても、鋭意努力するということと、いま県でも不納欠損を県の方でも検討なさっているというふうな話を聞きまして、是非これ、もう相当、長期間にわたって滞納金も累積してきた結果だと思えますので、引き続きこの解消に向けて、いま総務課長から回答をいただきましたけれども、減少のために努力をしていただきたいということをお願いしまして、私の質疑を終わります。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第11 議案第81号 平成18年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第11 議案第81号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の15ページをお願いします。

議案第81号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算書の230ページをお願いします。

それでは説明申し上げます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。収入済額であります。4億5,773万3,881円あります。不納欠損につきましては、479万8,100円。収入未済額であります。1億802万8,201円あります。徴収率であります。80.23%、17年度82.32パーセントですので、マイナス2.09%の減となっております。不納欠損者数につきましては、48人あります。17年度の不納欠損については、488万6,980円です。収入未済につきましては、1,182

万5,000円ほど増加しまして、1億円という大台に乗ったということでありまして、徴収率の内訳であります。一般分で78.12%、退職者分で96.67%であります。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料であります。31万9,300円の収入であります。これは国保の督促手数料であります。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。2億9,722万5,928円の収入であります。内訳であります。療養給付費分で1億9,156万2,827円。これは事業費が32%であります。老人医療費拠出金分であります。6,863万8,589円。これは事業費の34%であります。介護給付金分であります。3,201万3,322円。これは事業費の34%であります。高額医療費国庫負担金であります。国の4分の1であります。これにつきましては501万1,190円、これは1件80万円以上の高額療養費に対するものであります。

項2、国庫補助金。8,169万円。内訳であります。普通調整交付金で給付費の7%でありまして、7,895万4,000円。これにつきましては17年度は徴収率が91%以上93%未満に属しまして、5%、312万1,000円。18年度につきましては、徴収率であります。88%以上91%未満に属しまして、7%、594万3,000円が減額の措置を講じられているというところでありまして、特別調整交付金であります。273万6,000円であります。

款4、県支出金。項1、県負担金であります。501万1,190円の収入であります。これは高額医療費共同事業負担金でありまして、補助率4分の1、これは国庫と同額であります。

項2、県補助金。5,577万円の収入であります。内訳であります。県財政調整交付金で4,948万9,000円。給付費の6%であります。県特別調整交付金で1%で628万1,000円であります。

款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。1億6,350万493円の収入であります。これは退職者医療給付費交付金でありまして、支払基金より100%の支払いというふうになっております。

款6、共同事業交付金。項1、共同事業交付金であります。8,028万7,795円。内訳であります。共同事業医療費交付金で2,282万7,964円。これは1件80万円以上の高額医療費に対するものであります。

保険財政共同安定化事業交付金で5,745万9,831円。これは1件30万円以上80万円未満の高額療養費に対する交付金であります。29.5%であります。

款7、財産収入。項1、財産運用収入であります。10万5,316円。これは基金の利子であります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金であります。8,441万2,765円。これは一般会計繰入金で、事務費、徴収費、電算分で176万3,000円。助産費の繰入金であります。3分の2で1,000万円。財政安定化支援事業繰入金で720万円。保健指導事業繰入金で100万円であります。それから保険基盤安定繰入金で国保税軽減分であります。4分の3で5,138万2,900円あります。それと保険者支援分、2分の1であります。1,250万8,865円あります。これは低所得者への補てんであります。

款9、繰越金。項1、繰越金。6,705万7,994円の収入であります。前年度からの繰越金であります。

款10、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料であります。196万9,700円。これは一般退職分の延滞金であります。

項2、雑入。44万3,641円。これにつきましては、第三者納付金でありまして、4件分あります。

歳入合計であります。12億9,552万8,003円あります。

決算書は232ページをお願いします。

歳出であります。総務費であります。総務管理費で392万9,285円。これは決算書、被保険者証、電算委託料等あります。

項2、徴税费であります。367万3,100円。これは賦課徴収経費であります。

項3、運営協議会費7,500円。これは旅費であります。

款2、保険給付費。項1、療養諸費であります。6億8,904万7,619円。内訳であります。一般被保険者療養費で5億132万7,139円。退職者被保険者療養給付費で1億8,030万6,870円。一般被保険者療養費であります。445万5,652円。退職者被保険者療養費で100万1,964円。それから審査手数料であります。195万5,994円あります。前年比6%の増で4,118万6,000円の増となっております。

項 2、高額療養費であります。7,283万4,633円。前年に比べまして26%の増となっております。一般被保険者分で5,822万3,135円。約前年比1,000万円の増であります。退職者分で1,461万1,498円。前年比約500万円の増となっております。

項 3、出産育児一時金であります。1,240万円。これにつきましては、昨年度法改正がありまして、30万円が18件、12月1日からの35万円が20件、計38件であります。そのうちであります。受領委任事務、直接町が医療機関へ支払うものであります。これが2件であります。全体的に前年と比べまして350万円の減となっております。

葬祭費であります。146万円。73件であります。1件2万円あります。

款 3、老人保健拠出金。2億2,506万2,982円。これは老人保健医療費への拠出金であります。

款 4、介護納付金。項 1、介護納付金であります。9,283万6,548円。介護給付費の納付金であります。

款 5、共同事業拠出金であります。項 1、共同事業拠出金。8,089万5,534円。高額医療費分で1件80万円分あります。これが約2,000万円。共同安定化事業、1件30万円以上80万円以下あります。これが約6,000万円となっております。

款 6、保健事業。項 1、保健事業費であります。910万6,385円。これは保健衛生普及費であります。医療費通知、それから臨時職員、それから人間ドック補助金でありまして、これにつきましては、474万円あります。日帰りが186件、泊まりが78件、計264件あります。それから疾病予防費であります。ヘルスアップ事業という形で、御牧福祉会館へ委託しておりますのが250万円。それから健康データ分析ソフト47万円あります。

款 7、基金積立金。項 1、基金積立金。20万円あります。基金積立金でありまして、残高で、積立額であります。4,657万円となっております。

款 8、公債費。項 1、公債費。これはありません。

款 9、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金であります。88万6,900円。これは保険税の還付であります。

款 10、予備費であります。それぞれ160万6,000円をそれぞれの科目の

方へ流用をさせていただいております。

歳出合計であります、11億9,234万490円です。

252ページをお願いします。実質収支に関する調書であります、1番、歳入総額、12億9,552万8,000円。2、歳出総額であります、11億9,234万円。歳入歳出差引額であります、1億318万7,000円。5の実質収支額も同額となっております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

（6番 柳澤嘉勝君 登壇）

○6番（柳澤嘉勝君） 6番、柳澤です。

2つ、質問をいたします。

1つは、高額医療費が前年に比べて急増しました。件数だと871件で、前年比72件の増、9%にあたります。これに対して、高額医療費が7,283万5,000円ということで、前年対比で6,710万円が増えました。ただいま担当課長からの報告にもありましたが、26.4%の増になっています。これがどういう原因でこれだけ急増したか、その原因等々についてお聞きしたい。

2つ目。一緒に言っていていいです。国保税を平成16年、17年、連続で値上げをいたしました。その結果ですけれども、国保税の収入が前年と比べまして3%ほど減少しています。この原因がどういうことであったか、いま徴収率も少し下がったという話がありましたけれども、この減額の原因、ここをどういうふうに分けられているか、教えてください。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

○町民課長（南沢一人君） それでは2番目の問題につきましては、税務課の方で、賦課徴収しておりますので、2番の問題については税務課の方から答弁させていただきます。1番についてのみ、私の方から答弁させていただきます。

いま、柳澤議員の言いましたように、前年対比72件、それでいま6,700万円と言いましたが、実質は1,500万円の増加になっていると思います。

○6番（柳澤嘉勝君） あ、そうですか。

○町民課長（南沢一人君） 6,700万円という数字ではないと思いますので、1,500万円余りの増加ということになっております。

○6番（柳澤嘉勝君） はい、わかりました。

○町民課長（南沢一人君） この1,500万円増加している理由であります。これにつきましては、一般退職というふうにあるわけでありまして、一般分であります。30万円以下が17年度と比較してマイナス28件、約325件。30万円以上で80万円以下であります。これが前年対比で16件増の272件。それから80万円以上の高額療養費であります。これが21件増の48件というふうになっております。合計で9件、930万円ほどの増加となっております。退職分であります。30万円以下が5件増の125件、それから30万円以上80万円以下であります。これが42件増の77件、80万円以上であります。これが16件増の24件、合計で63件。合計492万円ほどの増加となって、こうしたことが72件、1,500万円余りの増加となった理由であります。

また、80万円以上の高額療養費の内訳を見ますと、一般退職合わせてあります。100万円以上の高額療養費が17年度は21件だったわけですが、18年度については39件という形で、約18件の増となっております。それと、17年度の1件あたりの最高額が100万円以上の中ですが377万350円。これが17年度最高額であったわけですが、18年度については726万3,580円と。約倍の額に最高額がなっているということも、これも高額になった理由かなというふうに思っております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 税務課長、土屋敏一君。

（税務課長 土屋敏一君 登壇）

○税務課長（土屋敏一君） それでは、国保税の課税の状況といいますか、その2点目の回答をさせていただきますが、決算書の資料の方の44ページ、資料の方の44ページ、後ろの方でありますけれど、44ページをお願いいたします。

ここに国民健康保険事業勘定の状況ということで、44ページの一番下の段に、国保税収納率等という欄がございます。先ほど町民課長の方から収納率等は申し上げましたので、ご覧いただきますように、現年課税分の調定額が17年度と18年度を比べますと、調定額が落ちているわけでありまして。それから収納率も落ちているわけでありまして、収納金額で17年度に比べまして、トータルで1,320

万円ほど減額になっているわけでありますが、調定額が減額になっていますように、国保会計につきましては、農業関係者が非常に多いという中で、17年度の農業所得、野菜の市況が非常に悪かったということで、17年の農業所得が非常に落ち込んだといえますか、上がらなかったということです。それをもとにしまして18年度課税をしておりますので、ここにご覧いただきますように、現年課税分、この金額が前年に比べて上がらなかったというのが一番の原因だというふうに思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） いま、お二方の担当課長の回答で、内容は理解できました。

いずれにしても、前年対比で国保、大幅な伸びをしております、とにかく日頃からその原因だとか、あるいはその町民全体にわたって健康な生活ができるような、そういった前向きな取り組みを積極的に展開していただいて、国保税がこれ以上どんどんと上昇しないように、ひとつ努力を継続していただきたいと思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第12 議案第82号 平成18年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第12 議案第82号 平成18年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の16ページをお願いします。

議案第82号 平成18年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算書の254ページをお願いします。

それでは説明申し上げます。

款 1、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金。収入済額 4 億 8,319 万 1,267 円。内訳であります。医療交付金で、医療費の 53%、4 億 7,913 万 2,000 円です。それから審査支払手数料で 405 万 9,267 円です。

款 2、国庫支出金。項 1、国庫支出金。2 億 7,121 万 6,791 円。内訳であります。医療費負担金、医療費の 29%です。2 億 6,588 万 3,000 円。それから 17 年度精算分です。530 万円ほどが入ってきております。

款 3、県支出金。項 1、県負担金。6,937 万 1,848 円です。内訳であります。医療費県負担金でありまして、医療費の 8%です。

款 4、繰入金。項 1、一般会計繰入金。8,543 万 5,000 円。内訳です。医療費負担金、医療費の 9%、それから審査支払分、国庫負担金の不足分、それから一般管理費経費分です。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。496 万 6,034 円。前年度繰越金です。

款 6、諸収入。項 2、雑入です。253 万 1,052 円。これにつきましては、第三者納付金 1 件分です。

歳入合計、9 億 1,671 万 1,992 円です。

256 ページをお願いします。款 1、総務費。項 1、総務管理費です。187 万 293 円の支出です。内訳です。臨時職員賃金、レセプト点検等です。7 名分。それから医療費通知電算委託システムリース料です。

款 2、医療諸費。項 1、医療諸費です。9 億 383 万 4,782 円。医療給付費で 8 億 880 万 870 円です。医療費支給額です。1,119 万 2,559 円。これは柔整・高額療養費等です。審査支払手数料で 383 万 3,353 円です。

款 3、諸支出金です。項 1、償還金。478 万 9,422 円。これは 17 年度確定による返還金です。

項 2、繰出金。568 万 6,000 円。これは一般会計繰出分でありまして、支払基金 17 万 7,000 円分、それから国庫負担分 533 万 3,000 円。一般管理費繰越分で 17 万 6,000 円。

予備費は 10 万円そのままです。

歳出合計、9億1,618万497円であります。

266ページをお願いします。実質収支に関する調書であります。歳入総額9億1,671万1,000円。歳出総額9億1,618万円。歳入歳出差引額であります。53万1,000円あります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第13 議案第83号 平成18年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第13 議案第83号 平成18年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案の17ページであります。

議案第83号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算書の268ページをお願いします。

それではご説明申し上げます。

款1、保険料。項1、介護保険料。収入済額であります。1億4,925万8,548円。収入未済ですが、548万4,644円あります。徴収率につきましては96.5%であります。特別徴収につきましては、1億2,773万9,200円で、徴収率は100%であります。普通徴収分についてであります。89.7%でありまして、滞納者72名となっております。普通徴収の滞納繰越分であります。徴収率で16.6%、未収額人員で62人となっております。この滞納額540万円の内訳であります。現年分で240万8,344円。過年度滞納繰越分で307万

6,300円となっております。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金であります。40万3,500円です。これは介護予防事業利用者負担金でありまして、1回400円分の利用者負担であります。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料であります。4万3,200円。これは督促手数料であります。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金であります。1億4,354万4,000円。内訳であります。介護給付費国庫負担金であります。これは施設分で15%の5,595万8,000円です。その他分で20%でありまして、8,758万5,000円となっております。

項2、国庫補助金。6,165万500円。収入未済額ですが84万2,000円です。調整交付金で5,494万7,000円、これは給付費の6.7%です。地域支援事業でありまして、200万750円。25%です。地域支援事業で、包括的任意事業であります。これが204万750円、40.5%です。それから事務費が121万3,000円となっております。84万2,000円が未収となっております。これは6月議会でもご報告させていただきましたが、繰越明許費であります。総額197万4,000円で、国庫84万2,000円。町負担113万2,000円です。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。2億4,207万9,000円です。介護給付費交付金で給付費の31%で、2億3,894万8,000円。地域支援事業交付金で31%、313万1,000円です。

款6、県支出金。項1、県負担金。1億1,308万4,316円。これは介護給付費県負担金で施設分15%、その他20%です。

項2につきましては、借入がなかったため0です。

項3、県補助金。176万7,516円。これは地域支援事業であります。介護予防でありまして、12.5%で97万5,784円。それから地域支援事業の包括的任意事業で79万1,732円。20.25%です。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。1億2,757万6,000円。内訳です。給付費繰入金で給付費の12.5%、それから一般経費繰入金で賦課徴収費分です。それから事務費繰入金、それから地域支援事業等の繰入金というふう

になっております。

款 9、繰越金。項 1、繰越金。1,482万275円。これは前年度からの繰越金であります。

款 10、諸収入。項 1、延滞金。3万9,500円。これは延滞金であります。

項 2、サービス収入。177万2,000円。これは居宅介護予防支援サービス計画費の収入で、プラン料であります。新規につきましては6,500円、これが64件、更新につきましては4,000円が339件分であります。

雑入はありません。

歳入合計、8億5,455万3,355円であります。

次のページをお願いします。歳出であります。

款 1、総務費。項 1、総務費。支出済額1,547万7,717円。翌年度繰越であります。先ほど言いました繰越明許費の197万4,000円あります。総務管理費で370万円で、主なものは電算委託料であります。徴収費では賦課徴収にかかる経費であります。介護認定審査費であります。1,000万円でありまして、これは認定調査にかかる臨時職員賃金、それから主治医意見書、それから佐久広域への審査負担金等であります。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。7億6,976万9,875円あります。内容であります。介護サービス費で7億1,591万円。これは介護度1から5までが対象の認定者359人あります。介護予防サービスであります。1,652万4,581円。これは要支援者が対象でありまして、該当者は74名あります。その他諸費で96万円あります。高額介護サービスであります。1,191万2,000円。これは対象者144人、延べ1,147人となっております。特定入所者介護サービス費であります。2,446万円。これは居住食費が10月から改正になったため、その自己負担を差し引いた分の経費であります。

款 3、財政安定化基金であります。項 1、財政安定化基金拠出金であります。85万7,020円。これ分につきましては市町村が借り入れるための原資となっております。

款 4、地域支援事業でありまして、項 1、介護予防事業費。821万175円。これは介護予防特定高齢者施策事業費でありまして790万円ほどであります。これはニチイケアセンターへの委託料となっております。介護予防一般高齢者施策

事業で24万4,000円であります。

項2、包括的支援事業、任意事業でありますが、392万6,911円。これは地域包括支援センター運営費でありますが、330万円となっております。内訳は嘱託職員、それから通信、運搬費が主なものとなっております。

款5、基金積立金。これはありません。

款6、諸支出金。項1、諸支出金で742万8,835円。これは国庫補助金の返還分であります。17年度分であります。19年度分についての返還金が今回補正でお願いするわけではありますが、約790万円というふうになっております。

項2、繰出金。177万2,000円。これは諸収入のサービス収入分を一般会計へ繰り出しするものであります。

款7、公債費。項1、公債費1,400万円。これは県より借り入れた4,200万円、これに対して18年度から20年の3年間で各年1,400万円を返していくものであります。

予備費はありません。

歳出合計であります。8億2,144万2,533円となっております。

292ページであります。歳入総額8億5,455万3,000円。歳出総額8億2,144万2,000円。歳入歳出差引額であります。3,311万円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源のうち(2)繰越明許費で113万2,000円になっております。実質収支3,197万8,000円というふうになっております。以上であります。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

(6番 柳澤嘉勝君 登壇)

○6番(柳澤嘉勝君) 6番、柳澤です。

担当課長は非常にスムーズにどんどん説明をしちゃっております。成果についてももう少しピーアールしてほしいなと思っているんですが、介護保険につきまして、保険給付費、これが17年度対18年度でいきますと、ずっといままで介護保険給付費、ずっと毎年毎年鰻登りに上昇してきたわけですが、18年度にお

いては0.1%という増加にとどまっています。これも町民の皆さんにもこういうところで非常にしっかりした成果が出ていますよということを正しく伝えておきたいと思うわけですが、これは特に前から適正化事業の見直し、この辺のところは効果があるというふうなことを聞いています。実際のこの効果はどうであったか、適正化事業を全部見直した結果がこういう状況になったのか、あるいはもう、まだ3分の1とか半分しかやっていません、これからもっと全部見直すことによって、更に給付費が削減できる期待が持てますよということなのか、この辺のところの実態ですね、どこにこうした効果があったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

○町民課長（南沢一人君） それではお答えします。

給付費の抑制の理由としてであります、先ほど言いましたように、介護保険給付費適正化事業、要するにケアプランのチェック等ではあります、これの効果が出てきたなということと、それから制度改正によりまして、昨年4月1日から包括支援センターですべて介護予防プランについては立てるようになっております。これが適正なサービスが提供されることとなった給付費の抑制の理由かなというふうに思っております。

この適正化事業につきましては、16年度から取り組みを御代田町については行っているところであります。介護保険開始以来、利用者が当初予算を超えて、費用が膨らみ、介護保険財政が厳しくなってきたということでもあります。

この介護保険サービスは、この介護保険はサービスを利用した分だけ保険料が上がるという仕組みになっております。利用しなければ当然その分だけは保険料は抑制につながるということになっております。基本的には元気な高齢者を増やして、高齢者自身にも必要のない介護保険サービスを使わないと、使わないようにすることだというふうに考えております。このサービス事業所の利益誘導による介護サービスの代用、これを防止することと、本来必要なサービス、必要なところには当然サービスをしなければいけないわけでありまして、そういうところにサービスを提供することによって、給付費の抑制をすることということが、この適正化事業の本来の目的であるということでもあります。

18年度につきましては3事業所195件のケアプランのチェックをしたところであります。指摘された事例に対しては、プランの見直しを指導しておりまして、

19年度についても同様な事例が指摘された場合については、給付費の返還をしていきますよという形の中で、昨年事業所への説明はそういうことで説明しておりますので、当然、今年度分については10月からまた適正化事業が始まるわけですが、不適正な事例が発見された場合については、給付費の返還をしていきたいというふうに考えております。

それで、改善された給付費全体の総額であります、これについては、いまのところ町としても把握しておりません。ただ、1、2の事例としてであります、つかんでいる数字であります、訪問介護、それから通所介護で、いままで20万8,000円のサービスをしていたものが、この適正化事業の指導を受けたことによって16万3,000円、約4万円ほど下がったという例と、それから訪問介護であります、20万1,000円いままでサービスをしていたものが4万7,000円に下がったという、この2例の事例は報告されております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） 適正化事業の見直しということで、総件数どのくらいあるかわかりませんが、いま年度ごと、195件だとかというふうなことで今年度も見直すと、一回見直せばいいということではなくて、何年か一度にローリングの見直しは必要だと思うんですが、16年から始めているわけですね。そんなわけで、実際にいまその私の質問は、何割ぐらい、その見直しの件数ですよ、何割ぐらい消化したか、そのこのところをわかりましたら教えてください。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

何割という、ちょっと回答はできないのでありますが、それぞれ毎年、人も違ってきますから、当然、一概に幾らと、何割ということはこの場ではちょっと回答ができない状況でありまして、昨年は195件でありましたし、その前については町内の企業、それから町外の企業等やってきまして、件数的にはかなりの件数を消化してきているところでありまして、19年度、20年度につきましては、19年度やった適正化指導をした事業を更にもう一度それにそっているかどうかという形の中で20年度も19年度と同じ事業を、事業者を対象にしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） 20万円のサービス料が見直しによって4万某かになったというふうな、大変そういう効果ということが、これは例外だと思いたしますが、見直しをすることによる効果というのが非常に大きいなということがわかりました。いま課長の答弁がございましたが、今年も是非積極的にその見直しですね、やっていただいて、限りなく適正なサービスの提供ができるような形に進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第14 議案第84号 平成18年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第14 議案第84号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第84号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の294ページをお願いします。

御代田町の町営水道では、安全かつ良質な水道水を安定的に供給し、水道サービスが問われる中、水質規準の強化、老朽施設の更新や、緊急時における適切な対応ができる危機管理体制の確立が求められ、独自の危機管理マニュアルに沿い、安全確保のため十分な監視と管理に努めてまいったところでございます。

御代田町の簡易水道の給水、現在の給水人口は、18年度末2,886人でありませす。国庫補助事業6年の最終年で、西軽井沢1工区他6工区の老朽管1,062.3メートルの布設替えを行い、単独事業として施設門扉修繕、中央監視施設設備の補修及び下水道事業における支障管の移設工事を行い、併せて安定供給を図ってきたと

ころでございます。

では、歳入で説明申し上げますが、使用料及び手数料でございます。使用料でございますが、7,094万353円でございます。徴収率でございますが、現年分97.13%、前年度費0.04ポイントの増でございます。滞納分では13.25%、前年度6.27ポイントの減でございます。不納欠損額は240万3,405円。これにつきましては、執行停止中の時効など、徴収不能である不良債権の不納欠損でございます。収入未済額504万797円でございます。これにつきましては、未納対策として税務課と連携の中で給水停止等をもって回収に努めてきているところでございます。

項2の手数料でございますが、103万1,000円。これにつきましては、給水工事44件、閉開栓の手数料158件、督促547件などが占めてございます。

款2の分担金及び負担金の負担金でございますが、1,170万7,500円。これは新規加入金が56件、それから下水道の負担金がございます。

款3の財産収入。財産運用収入で30万7,998円でございます。これは基金利子でございます。

款4の繰入金。他会計繰入金。265万2,712円。消火栓管理料103基分、それから小沼簡易水道からの繰入金141万6,000円などで、これは浅麓の受水分3万4,261立方分でございます。

款5の繰越金で、4,585万7,751円で、前年度からの繰り越しでございます。

款6の諸収入。項1の延滞金及び過料。25万720円。延滞金44件、それと過料2件で15万1,120円。これは不法使用に基づく過料でございます。

雑入ですが、244万7,291円。これは消費税の還付金でございます。

款7の国庫支出金。項1の国庫補助金でございますが、500万円。総事業対象経費2,000万円の25%でございます。

計、収入済額1億4,119万5,325円で、前年対比57%減の事業規模となりました。この要因といたしましては、御代田第二配水池PC築道工事の減があったためでございます。

次ページの歳出をお願いしたいと思います。

款1の経営管理費。項1の総務費。2,557万6,337円。これにつきましては、浅麓の受水費、単価41円と35円ということで、49万6,859立方を浅麓から

購入しているものでございます。

項2の施設管理費。1,376万9,653円。これは修繕料あるいは検針委託、あるいは水質検査等でございます。

款2の建設改良費でございますが、3,629万8,500円。1つには補助で西軽井沢他6工区の1,062.9メートルの工事、それと単独では、下水道関連あるいは施設改良等でございます。

款3の繰出金。項1の他会計繰出金。1,295万4,500円。これは小沼簡易水道への繰り出しで、事務区の共通経費案分でございます。

款4の諸支出金。4,160万円。これは積立基金でございますして、現在基金残高1億7,720万9,000円となっております。

計、支出済額1億3,019万8,990円で、対前年比53.5%減でございます。それでは308ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。歳入総額1億4,019万5,000円。歳出総額1億3,019万8,000円。歳入歳出差引額999万6,000円。実質収支額999万6,000円でございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第15 議案第85号 平成18年度小沼地区簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第15 議案第85号 平成18年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書19ページをお願いいたします。

議案第 85 号 平成 18 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを説明申し上げます。

決算書の 310 ページをお願いしたいと思います。

小沼簡易水道の現在給水人口は、18 年度末 3,967 人であります。御代田町簡易水道と同様に、安全確保のための十分な監視と管理に努めてきたところでございます。国庫補助事業での布設替えにより、管内の約 90% が完了していることから、通常の維持管理業務となっておりますが、単独事業といたしまして施設フェンスの修理とか、水道下水道事業による支障管移設切り回し工事を行い、併せて安定供給を図ったところでございます。

歳入でございますが、款 1 の使用料及び手数料です。使用料でございますが、8,493 万 3,755 円、現年度分は 95.88% で、前年比 1.52 ポイントの減となっております。滞納繰越分が 19.15% の徴収で、前年比 8.38 ポイントの減となっております。不納欠損額 106 万 6,524 円。これも御代田簡易水道同様に、執行停止中の時効との徴収不能である不良債権の不納欠損でございます。収入未済額 828 万 7,392 円。これにつきましても、御代田簡易水道同様に未納対策として給水停止をもって回収に努めているところでございます。

項 2 の手数料。69 万 9,300 円。給水工事 38 件、閉開栓 145 件、督促 554 件、指定点の審査 3 件等の手数料でございます。

款 2 の分担金及び負担金。項 1 の負担金でございますが、493 万 8,922 円。新規加入金 22 件、下水道の負担金とできております。

款 3 の財産収入。項 1 の財産運用収入。57 万 1,352 円。基金利子でございます。

款 4 の繰入金。項 1 の他会計繰入金。収入済額 1,512 万 6,500 円。消火栓の管理料 181 件と御代田簡易水道の共通経費の分の繰入金でございます。

款 5 の繰越金。項 1 の繰越金で、1,456 万 7,574 円。前年度からでございます。

款 6 の諸収入。項 1 の延滞金及び過料。6 万 3,800 円。延滞金 31 件分でございます。項 2 の雑入。6 万 3,363 円。跳ね抜き設計他 8 件でございます。

歳入合計、1 億 2,096 万 4,566 円で、対前年比 3.1% 減の予算となっております。

歳出でございますが、款 1 の経営管理費。項 1、総務費。5,883万6,248円。これは人件費、人事経費とそれから償還金及び利子でございます。

項 2 の施設管理費。1,262万9,337円。これにつきましては、修繕料あるいは水質検査委託料等でございます。

款 2 の建設改良費。項 1、建設改良事業費でございますが、9万9,750円。設計委託の部分でございます。

款 3 の繰出金。項 1 の他会計繰出金。141万6,712円。御代田簡易水道への繰り出しということで、浅麓受水費分で3万4,261立方分でございます。

款 4 の諸支出金。項 1 の基金費。4,300万円。基金積立で現在残高、基金積立でございますが、トータル2億9,456万1,000円となります。

款 5 の予備費でございますが、これは0であります。

歳出合計、1億1,598万2,047円で、対前年比5.2%の増となっております。それでは326ページをお願いしたいと思います。

実質収支に関する調書。

歳入総額、1億2,096万4,000円。歳出総額、1億1,598万2,000円。歳入歳出差引額、498万2,000円。実質収支額、498万2,000円。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 16 議案第 86号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 16 議案第 86号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書20ページをお願いしたいと思います。

議案第86号 平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明申し上げます。

決算書の328ページをお願いしたいと思います。

平成18年度は、第4次長期振興計画における初年度で、下水道事業の位置づけについては、単に公共下水道事業のみでなく、農業集落排水事業、個別排水事業、また一般会計における合併浄化槽事業を一体的にとらえた中で、汚水処理対策の推進として位置づけ、事業を実施してまいりました。

この汚水処理対策の中核を成す公共下水道事業は、平成2年度に着手して以来17年が経過した中で、事業認可取得区域内793ヘクタールのうち、719ヘクタール、約91%の区域の整備が完了いたしました。

水洗化についても、順調に接続が進み、平成18年度末において整備区域内の約75.4%にあたる9,300人以上の町民の皆さまや、町内企業に働く多くの方が下水道を利用しています。

少しさかのぼりますが、平成17年6月、国の地域再生計画の認定を受け、全戸水洗化を進めるため、事業費を確保しやすい汚水処理整備交付金事業にいち早く切り替え、事業を進めてまいりました。残りの未整備区域につきましては、平成21年度に工事完了を目指して、今年度も事業を推進しております。

併せて、公共下水道、農業集落排水の各処理場は、供用を開始して10年以上が経過する中で、さまざまな機器について不具合が発生するところとなりましたので、機器の延命を図るためにも、計画的に修理やオーバーホールなどを実施いたしました。

総事業費、公共下水道は平成2年から18年度まで、決算ベースで161億6,300万円余となっております。起債残高は、平成18年度末の起債残高70億5,200万円となり、償還ピークは平成28年度から31年ごろがピークで、4億6,000万円前後となるかと思われます。

それでは歳入、説明してまいります。

款1の分担金及び負担金でございますが、負担金で1億9,576万585円でございます。受益者負担金で平米当たり650円でございますが、現年分徴収率

91.95%、対前年比0.69ポイントの増となっております。過年度分15.56%で、対前年比1.73ポイントの増でございます。収入未済額は5,095万5,615円でございます。

款2の使用料及び手数料。項1の使用料でございますが、2億680万3,418円でございます。基本料金は10立方まで2,000円、月2,000円でございます。現年度分徴収率96.39%、対前年比0.62ポイントの減でございます。過年度分18.57%、対前年比で2.52ポイントの減となっております。不納欠損は65万5,275円でございます。これにつきましては、上水道と同様に執行停止中の時効や徴収不能である不良債権の欠損でございます。収入未済額は1,658万6,780円でございます。これにつきましても、徴収対策として税務課とともに取り組んできているところでございます。

款3の国庫支出金。項1の国庫補助金。2億29万9,000円でございます。

1つその前の手数料を1つちょっと抜かしてしまいましたので、項2の手数料、114万2,700円。これは指定工事店の申請あるいは責任技術者更新、5年に1回のもので、それから督促手数料がこの金額でございます。失礼しました。

それから国庫支出金の補助金でございますが、2億29万9,000円。これは公共の交付金事業としまして、平成19年度より前倒しの交付金分あるいは浄化槽の事業の利用分ということで、2億29万9,000円となっております。これは、公共下水道整備に伴う汚水処理施設整備の交付金でございます。

款4の繰入金。項1の他会計繰入金。8,946万6,000円。一般会計からの歳出の不足分でございます。

款5の繰越金。項1の繰越金。450万4,727円。前年度からでございます。

款6の諸収入。項1の延滞金及び過料。88万1,839円。延滞金でございます。

項2の雑入。937万2,990円。消費税の還付金並びに金抜設計手数料等でございます。

町債。3億5,650万円でございます。これは公共下水道の整備事業債3億1,950万円と、資本費平準化債3,700万円の、合計3億5,650万円ということとなっております。

歳入合計、10億6,473万1,259円で、対前年比6.3%増の予算となっております。

次ページの歳出でございますが、土木費でございます。項1の都市計画費。6億9,316万415円でございます。これは公共下水道維持管理費で、維持管理費9,594万7,000円。あるいは人件費1,700万6,000円。処理場、マンホールポンプ場33基の電気料、処理場及び管渠の修繕、下水道台帳作成業務費などなどの委託料、それから処理場維持管理業務、汚泥運搬等が主なものでございます。

款2の公債費。項1の公債費。3億6,442万5,467円でございます。これは5年据置き30年償還ということになってございます。

それでは346ページをお願いしたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額、10億6,473万1,000円。歳出総額、10億5,758万5,000円。歳入歳出差引額、714万5,000円。実質収支額、714万5,000円でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

（6番 柳澤嘉勝君 登壇）

○6番（柳澤嘉勝君） 6番、柳澤です。

ただいまの説明で、18年度で延べ719ヘクタール、整備率が91%ということで、この下水道事業、総事業費161億強というふうなことで、町にとって最大の大きな事業だったわけですが、いまの説明でちょっと触れられないところを説明していただきたいと思いますが、ほとんど9割済んで、未接続者、これが何世帯で全体の何%くらいにあるのか、また、地域的な差があるのか、あるいはその解消策はどんな対策をとっておられるかを聞かせてください。

もう1つは、徴収率、先ほど話がありましたが、低下傾向にあるというふうなことで、これについてもちょっと金額、世帯をひとつ明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

○生活環境課長（中山秀夫君） 未接続ということでございますが、まだ下水道に接続されていないお宅は、人口で3,040人。世帯当たり2.6人と、平均して申し上げますと、1,169戸、24.6%が未接続となっております。下水道法では、整備完了

後3年以内の接続を義務付けておりますが、個々の家庭状況もあることから、強制的な接続の指導は、まだしておりません。現在、未接続者全戸に対して個別での調査はまだ実施はしておりませんが、未接続台帳を作成しており、近々に未接続者への個別訪問を行い、全戸水洗化を推進していきたいと考えているところでございます。

未接続の理由といたしましては、老人世帯、それから家が古いので建て替えにあわせて接続したい、それから浄化槽で現在処理している、お金が、改築費やまた接続することによって使用料が余分にかかってしまうなどという理由が一番の原因かと考えております。

続きまして使用料の徴収についてですが、平成17年度の徴収率は93.67%でしたが、18年度は92.3%で、1.37%減となっております。内訳については、前年度0.62%の減で、滞納分は2.52%の減で、先ほど申し上げましたが、滞納世帯は298世帯、1期でも納め忘れがあれば、1期1人と考えますので、298世帯。全体の9.3%にあたり、滞納金額は1,658万6,000円となっております。調定額に対しましては、7.4%にあたります。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） いま、未接続世帯ですね、ちょっと1,169軒というふうなことで、実に24.6%という話を聞きまして、驚きました。せっかく、それこそ町内全戸にわたって下水道をつなげるということで、いま担当課としても、いまのお話のように解消すべく努力をされていると思いますが、できるだけその地区地区の区長さん等々の協力もいただいて、減らしていただきたいと思います。

それから滞納率も前年より悪くなったというふうなことで、この辺の解消努力をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時53分）

（休憩）

(午後 3時08分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第17 議案第87号 平成18年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第17 議案第87号 平成18年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の21ページをお願いしたいと思います。

議案第87号 平成18年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを説明申し上げます。

決算書の348ページをお願いします。

公共下水道事業特別会計の決算報告でも説明いたしましたが、農業集落排水も汚水処理対策の3本柱の1つであります。本事業は、平成6年度に事業着手し、平成10年度までの5カ年間で事業が完了し、現在、維持管理が中心となっております。接続は順調に進み、地区内162戸のうち、151戸、人口589人のうち574人、97%以上の方が利用されているところです。平成16年度末において、マンホールの点検調査を実施したところ、草越地区において、マンホール内部のコンクリートの腐食が発見されました。平成18年度において、なぜ腐食したのかの原因、どの程度なのかの状況、修理の、修繕の方法、概算仕様の算出等、調査を実施いたしました。調査の結果によると、ポンプで汚水を圧走、ポンプにより汚水を上流に押し上げる仕組みでございますが、こうしている塩ビ管内において、細菌のいたずらで、汚水内の成分を硫化水素に変化させ、気化したガス、硫化ガスにより、コンクリートや鉄蓋を腐食させたものであります。調査結果をいただき、早期に対応するため、今年度国に要望し、来年度修繕工事を実施すべく作業を進めているところでございます。

歳入でございますが、款1の使用料及び手数料。項1の使用料でございますが、1,008万9,450円。徴収率は100%でございます。基本料金は立方当たり、

月2,000円。超過は一律の1立方200円ということで実施してございます。

項2の手数料。1,900円。これは督促手数料でございます。

繰入金。他会計繰入金。2,208万4,000円。一般会計からでございます。

款3の繰越金で34万8,745円で、前年度からでございます。

款4の分担金及び負担金でございますが、23万6,497円。施設修繕費の7%相当を地元からの分担金としていただいているものでございます。

次ページをお願いします。

款1の農林水産業費。農地費でございますが、1,218万7,259円。処理場維持管理費でございます。

款2の公債費。項1の公債費で2,048万3,964円。借入金の元利償還金でございます。

360ページをお願いしたいと思いますが、実質収支に関する調書で、歳入総額、3,276万円。歳出総額、3,267万1,000円。歳入歳出差引額、8万9,000円。実質収支額、8万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第18 議案第88号 平成18年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第18 議案第88号 平成18年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書22ページをお願いします。

議案第88号 平成18年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳

出決算の認定について、決算書 362 ページをお願いしたいと思います。

やはり浄化槽も御代田町で実施している汚水処理対策の 3 本柱の 1 つでございます。豊昇、面替地区に平成 12 年より平成 16 年に設置した浄化槽について、維持管理を実施しているものでございます。

歳入でございますが、款 1 の使用料及び手数料の使用料ですが、550 万 5,840 円。徴収率 100%でございます。

手数料、2,600 円。督促手数料でございます。

款 3 の繰入金。他会計繰入金で 475 万 8,000 円を一般会計から繰り入れております。

款 4 の繰越金。8 万 3,714 円。前年度からでございます。

諸収入。延滞金及び加算金で 2,200 円。延滞金でございます。

次ページをお願いしたいと思います。

款 1 の衛生費。項 1 の清掃費。614 万 4,916 円。維持管理委託経費で法定検査 7 条 11 条検査でございます。汚泥の処分、維持管理委託あるいは水質検査のものでございます。

款 2 の公債費。項 1 の公債費。408 万 8,738 円。元利償還金でございます。済みませんが、372 ページをお願いしたいと思います。

実質収支に関する調書。歳入総額、1,035 万 2,000 円。歳出総額、1,023 万 3,000 円。歳入歳出差引額、11 万 8,000 円。実質収支額、11 万 8,000 円。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成 18 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を終わります。

監査委員より審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、泉喜久男君。

(代表監査委員 泉喜久男君 登壇)

○代表監査委員(泉喜久男君) 監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

私ども監査委員は、地方自治法233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました平成18年度御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算意見書は、議案書の23ページから33ページに記載のとおりでございます。決算審査意見書は、第1 審査の概要、第2 審査の結果、第3 決算概況、第4 審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分のご報告は省略させていただき、第1、第2、第4について、報告させていただきますことをご了承ください。

第1に、審査の概要であります。

まず、平成18年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。詳細は先ほどの33ページの別表に記載してございます。

これらの審査対象について、第一意的に事務局により去る7月31日から8月6日までの間に予備審査を行いました。その後、8月7日から8月9日まで、更に8月17日に、私ども監査委員による本審査を行いました。この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、これら決算書は法令に準拠して作成されているか。決算書の計数は正確であるか。予算の執行は、議会の議決の趣旨に添って、適正かつ効率的になされているか。歳入歳出に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか。財産の管理は、適正になされているか。

等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合するとともに、決算資料の提出を求め、関係者の説明も聴取し、あわせ定期監査及び例月現金出納検査等の結果も考慮して審査いたしました。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決

算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。

すなわち、1 決算書等の法令順守と正確性。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

2 予算及び事務の執行。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については適正に処理されているものと認められました。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

次に、決算審査を行いました過程での私の全般的な所見を、去る8月28日、関係者に対し、審査講評としてお話ししましたので、その要旨等を申し述べさせていただきます。

なお、そのときの講評を骨子としているため、多少は表現に不自然な点がありますが、ご理解ください。

私は、去る6月に監査委員に就任いたしました。このため、平成18年度決算審査にあたっては、前任監査委員と議員選出の朝倉監査委員による例月現金出納検査及び定期検査の結果並びに関係職員からの決算説明をもとに、審査を行いました。その結論は、先ほどの審査の結果としてご報告のとおりでございます。

ここで審査の過程で感じました次の事項を指摘いたしますので、職員の皆さまにはこれを業務の正確性・効率化の一助にされますことを望む次第であります。

まず、監査委員制度の再認識をお願いしたいと思います。町職員の皆さまは、日々、法令・条例・事務分掌等々を遵守しつつ、業務に専念されています。この業務遂行の結果を業務手続に従い、町長や議会へ報告と説明を行い、更には各種の資料・報告書等の公開によって、町民への説明責任を果たすわけであります。しかし、業務担当者自身が説明責任を果たしたといっても、それだけでは自己釈明にすぎません。当事者以外の者が監査を行い、業務遂行結果の妥当性を確認することによって、本来の説明責任を果たしたことになるわけであります。

この監査を担うのが監査委員であり、いわゆる調査とか取り調べ、検査を行うものではありません。このことは、昭和38年の地方自治法の改正によって、市町村にも監査委員制度が導入された趣旨からも明らかであります。職員の皆さんには、このような監査委員制度の趣旨をご理解いただくことを切望する次第であります。なお、このような制度の趣旨からして、監査委員の監査・審査・検査は、職員の業

務を批判する立場ではなく、より正しく、より効率的になるよう、指導的な立場でその職務を遂行するものであると考えております。

次に、この監査委員の監査はどのような方法・手続で行うものでしょうか。

現在の監査の方法には、試査、試みの検査と、それから精密な検査、精査とがあります。原語では試査をテストチェック、精査をコンプリートチェックといいます。試査は、監査対象項目のサンプルを何点か選択し、それについてチェックする方法でございます。これに対し、精査は、コンプリートですから、一切のデータをチェックすると。不正が発覚した場合等には、この精査が行われ、先ほどの調査・検査がこれに該当すると思うんです。

ちなみに、今年も会計課では、伝票処理の5万何千点あったそうですけれども、とてもそれを逐一精査するということは不可能でありますから、そのうちの何点かを毎月の例月検査でもそうですけれども、チェックアップして、それについてご説明を受けて、内容を調べるというような処置をさせていただいております。

制度化されている近代的な業務組織では、すべてのデータをチェックすることなく、一部のデータをチェックして全体の正否ないし適否を判断する。これが近代監査の原則になっています。このような趣旨を理解いただくことが、監査委員監査の効率化にもつながりますので、その辺についても職員の皆さまのご理解をいただきつつ、今後の監査委員監査を進めたいと思っております。

さて、一部を見て全体を評価する試査による監査のお話をいたしましたわけですが、それには条件があります。それは、内部統制の充実如何であります。内部統制の充実度により、試査の対象とサンプルの量を決定するのが原則です。役所の業務は、予算という大きな枠で、また事務分掌という具体的手続規定の中で起案・稟議・決裁・復命という一連の流れで行われております。この一連の過程で、外部からの証書類も含め、何回ものクロスチェックが行われ、誤りや不正、非効率を防止することになっているはずであります。このような内部牽制と内部統制が確立されている組織での監査は、先ほどの精査でなく試査で行われる。これが現実的でもあり、効率的でもあります。

なお、今後の定期監査では、内部統制の状況について、職員の皆さんにご質問する予定ですので、職員の皆さんも日常業務において他部門から回されてきた書類も、その内容もチェックするというような内部牽制意識の向上に努めていただきたいと思います。

思っております。

次に、監査の過程で、契約書を見せていただきまして、特に感じた点をコメントさせていただきます。

現在は、契約社会といわれています。契約の基本は、当事者の約束で合意がなされればOKであります。しかし、後日の争いごとに備えて、合意内容を文書にして当事者が記名・押印した契約書を作成する。今回、何点かの契約書を見せてもらいましたが、それにはいずれにも、トラブルが生じたら誠意をもって協議するというような精神条項がありましたけれども、現実の問題を法律的に解決するための管轄裁判所についての条項は、何点か見た契約書には全くありませんでした。最近、医療費抑制の一環として、予防医学の重要性がさげばれていますが、同様に訴訟時代といわれる昨今では、契約業務でもあらかじめ事故をも想定しての予防対策が基礎的な事項になるのではないのでしょうか。これからは、曖昧な形で当事者合意は通用しなくなります。契約書の作成にあたっては、安易なサンプルを転記するだけでなく、現実的かつ予防契約的観念を前提とした案文づくりに努力していただきたいと思っております。

ところで、契約社会同様、最近では情報公開、情報公開といわれております。先に申し上げたように、町職員の皆さんは日々町民のために効率的な行政コストで、業務サービスを提供するよう努力されておりますが、町民もこの努力について理解があるのでしょうか。いわゆる行政コストを広報その他で支障のない範囲で、不断の情報提供をするべきではないのでしょうか。ごみ袋が高い、下水道料金が高い等々、町民が行政コストの内容を知らないからではないのでしょうか。他の行政サービスについても、職員の皆さまが損益思考を持つことと、必要に応じて行政コストを広報等により説明されることを希望してやみません。

さて、今回の決算審査にあたりましては、関係各課から資料をいただきましたが、資料の標題が統一されていませんでした。活字の書体や文字の大きさ、更に配置もいろいろでした。俗に言うお役所仕事の画一性も困りますが、他部門との連絡調整により、簡易に手直しできるものについては、速やかに対応をお願いしたいと思います。内部資料でなくても、書式の統一性は業務成果の信頼度を高めることになると思います。

現在、一般企業はもちろん、行政でも少数精鋭で組織運営が求められています。

我が御代田町も、100人少々の体制で、日々の業務を行っております。このため、法律、IT等の専門職を抱えることは困難です。

また、定期的な職場間異動を考えますと、職員の皆さんは浅く広くの業務知識を前提としなければならないのが現状だろうとは思いますが、その中でも相対的にある分野で専門知識をお持ちの方もいるはずで、役所では、組織体制の維持は大切ですが、このような能力を活用するため、組織を超えての業務相互援助も必要ではないでしょうか。

最後に、企業会計思考について述べさせていただきました。

現在、市町村会計は歳入歳出を基本とする収支会計制度であります。しかし、時代の要請もあり、将来的には市町村もバランスシートや損益計算書、更には資金関係のキャッシュフロー計算書の作成を要求されるようになります。そこで、職員各位におかれても、いまのうちから収支計算思考から少しでも脱却され、資産・負債をも重視する複式簿記的思考をとり入れられることを希望してやみません。つまり、複式簿記による計算制度の導入により、貸借対照表及び損益計算書等の会計情報によって、対外的な説明も、より明確になるはずであります。ちなみに、先ほど来のご質問の中にも「未収の内訳を」とかいうご質問がありましたけれども、これもバランスシートがあれば、そこに金額も計上されているはずですので、そのような考え方をお持ちいただきたい。

ちなみに、数年前から、長野県でも現行収支会計による単年度主義から複式簿記による近代的損益計算制度への移行を標榜しております。御代田町においても、制度会計としての導入は当面困難であるとしても、日々の業務にその精神をとり入れ、コスト計算等により、事業ごとの成果・結果を明白にして、もって町民に対するわかりやすい説明責任を果たすようになることを希望いたします。

以上をもちまして、決算審査についての監査委員報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土屋 実君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

- - - 日程第19 議案第89号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第19 議案第89号 平成19年度御代田町一般会計補正

予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の34ページをお願いいたします。

議案第89号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度御代田町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ2億750万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ52億3,568万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

主な補正について、ご説明を申し上げます。

款1、町税。項1、町税。補正額1億1,500万円。この内容につきましては、法人の町民税でミネベアが8,790万円、それからシチズンマシナリーが2,010万円、それからシチズンファインテックが700万円、それぞれ法人税が増えたということで、増額となっております。

款9、地方特例交付金。項1、地方特例交付金。補正額516万円。これにつきましては、児童手当の4歳から6歳分の増分等の調整によるものでございます。

項2、特別交付金。補正額29円。これにつきましては、地方税の減収見込みの補てんでございます。

款10、地方交付税。項1、地方交付税。補正額6,816万7,000円。これは普通交付税額の確定によるものでございます。

続きまして款19、繰越金。項1、繰越金。補正額2,337万3,000円。これ

は18年度からの繰越金でございます。

次の3ページをお願いいたします。

款21、町債。項21、町債。補正額110万円。これは臨時財政対策債の確定によるものでございます。

歳入合計、補正額2億750万9,000円です。

続きまして4ページをお願いいたします。歳出。

款2、総務費。項1、総務管理費。補正額761万1,000円。これにつきましては、コミュニティバスの負担金230万円、それからバスの運行補助220万円。半年分につきましては補正をしたものでございます。

続きまして、款8、土木費。項2、道路橋梁費。888万5,000円。これにつきましては、道路維持補修費工事で500万円、それから用地の購入費で388万5,000円です。

5ページをお願いいたします。

款10の教育費、項1の教育総務費。補正額で708万8,000円です。30人学級の協力金で275万円。それから奨学金の増分で336万円です。

続きまして款12、公債費。項1、公債費。1億5,505万7,000円です。これにつきましては、全体の歳入の増によりまして、その予算につきまして繰上償還に充てるというものでございまして、繰上償還8件分、1.5%から2%の公債費について充てるものでございます。

続きまして、款14の予備費です。予備費は歳入歳出を調整いたしまして、2,937万7,000円です。

歳出合計で、50億2,817万7,000円でございます。

続きまして第2表 地方債補正。

変更 記載の目的、臨時財政対策債。補正前の額、限度額1億7,960万円。起債の方法につきましては、方法、利率、それから償還方法につきましては記載のとおりでございます。

補正後、限度額1億8,070万円。起債の方法、利率、それから償還方法につきましては、補正前に同じでございます。これにつきましては、先ほど起債のところでも申し上げましたけれども、臨時財政対策債の110万円分の増の確定によるものでございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

朝倉謙一君。

（ 9 番 朝倉謙一君 登壇 ）

○ 9 番（朝倉謙一君） 9 番、朝倉でございます。

13 ページをお願いします。先ほど課長の方から、小諸市のコミュニティバスの運行負担金ということで説明がありましたけれども、この件に関して、町といたしましても、新交通システムということで、いろいろなことで議会の方からも内堀千恵子議員が出ていまして、いろいろ報告を受けているわけでございますが、この件に関して小諸市との協議の中で、御代田町が是非ともやっていただきたいということをお願いしたのかどうか、小諸市の方からいいですよという形でいってやりますよというような形で言われたのかどうか、その1点と、あと期間。期間ですが、これはずっと続けるのか、それと、先ほど半年というような予算ということも言いましたけれども、半年なのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなど。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長、内堀豊彦君。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、御代田町の現在北国街道線、小沼線が、9月30日をもちまして廃止ということになります。いままでの廃止代替バスということで、ま、どうしたらいいだろうということの中で、共同事業を実施してありまして、小諸市と協議してありました。その中で、小諸市さんの方が巡回バスを走らせるということで御代田町の方に延伸してもいいということをお考えいただいております、こちらの方も当初からお願いをしてありました。そんなような関係で、バスを運行することができたということで、これは御代田町の方からお願いをしたという形になります。

それから、半年分の予算と申しますのは、いままでにつきまして廃止代替バスということで、これが9月30日まで予算をとってあります。それで、今年度残りの分について半年分という考え方で実施をしてあります。それで今回の小諸市の巡回バスにつきまして、1年間につきましては試行という形で行っているということで、来年につきましても、またこれが半年分の予算ということになるとは思いますけれど

も、考え方といたしましては、小諸市さんと協力をして、形の上ではお願いをしてあるんですけども、共同運行という形式になるかと思います。ということで、これからも続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 共同事業、3市町の共同事業の1つということでとらえてもいいと思うんですが、48項目でしたか、全部で、共同事業をやっているのが。48ですね、48でやっているということで、やはりこの浅間山麓の3市町、やはりまとまっていかなくてはいけないという中で、このコミュニティバスも始まるということになったと思うんですが、その辺ちょっと町長にお聞きしたいんですが、この3市町の結びつきを、町長はどのように考えているのか、しっかりとやっていきたいのかどうなのか、その中でもごみ関係の方も関係あると思いますけれども、全般的にどのようにこの3市町、進めていくのか、そこら辺のところをお聞きしたいなと思います。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

この3市町の共同事業につきましては、しばらく前に共同事業の検討委員会が行われまして、48項目の共同事業に対して、どのように、できるものとできないもの、その振り分けといたしますか、そういう作業もやったところですけども、できる事業については大いに積極的にやっていくということになりますし、当然、協議の中で不可能なものも出てきております。ランクを付けてその評価をしているところですけども、そういう意味で大いにこの共同できる点については共同していくということで作業をしているところです。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） やはり浅間山麓、本当に結びつきを強くしてやっていかなければ、充実した、市町村が一緒になってやっていくということですので、私の方からは強力にしっかりとした組織をつくってやっていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方。

武井 武君。

(3 番 武井 武君 登壇)

○ 3 番 (武井 武君) 3 番、武井であります。

補正予算書の 2 4 ページ、今回の補正で一番大きな公債費の残金、繰上償還を 1 億 5, 5 0 0 万円ほど行いたいと。8 件で、利息につきましては 1. 何 % の関係をやりたいというふうに企画財政課長の方から説明がありましたが、この関係について、決算書の資料の 1 4 ページに、借入先及び利率別現在高の状況という表が載っております。その中に、政府資金 4. 5 % 以上、1 億 8, 0 7 9 万 8, 0 0 0 円というもの、あるいはまた公営企業・金融公庫等、あるいは 4. 5 % 以下というものもあります。簡単明瞭にお聞きします。町として政府資金の返済、繰上償還のお考えはあるかどうか。

○ 議長 (土屋 実君) 企画財政課長、内堀豊彦君。

○ 企画財政課長 (内堀豊彦君) お答えいたします。

政府資金につきましては、本当は返したいんですけども、利率が高くて、いまの御代田町の財政力指数では、政府資金は返せないというのが状況でございます。それはどういうことかと申しますと、政府資金の場合は、いわゆる国での前の、いわゆる財政投融资金、郵便貯金とか、それから年金とか、そういう資金がございますけれども、その資金を借りて行っているものです。ということで、国の方もその資金を借りて行っているということで、国もそれについての利息を払わなければいけない。で、町が例えば繰上償還をされてしまうと、今度はその利息が払えなくなるというような状況の中で、政府資金については財政力の指数の高い、当町のような団体については返済ができないということになっております。それで、今回の場合につきましては、いわゆる縁故債、縁故資金と申しまして、金融機関です。ですから、銀行とか農協とか、そこから借りておりますお金の中で高い利率のもの 1. 5 % から 2 % のものについて返済をしたということです。ちなみに、今回、これだけ返すことによりまして、利息分で約、約ですけども、6 0 0 万円ほど利息は返さなくてもいいということになります。以上です。

○ 議長 (土屋 実君) 武井 武君。

○ 3 番 (武井 武君) 議長に許可をいただきたいわけではありますが、1 つは、私の希望意見を述べさせていただきたいと思っております。

この政府資金につきましては、これは日本共産党の一番のお得意とする部門でご

ざいまして、この政府資金がなぜ返せないのかということは、日本共産党は政府に対してこの政府資金も返せる方法を考えるというふうに言っているように私は感じます。そこで、町長にお聞きするわけでございますけれども、町長はこの政府資金、返せるような努力を今後するつもりがあるかどうか、ご答弁をいただきたい。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

○町長（茂木祐司君） この政府資金につきましては、かなり高利なものを貸し付けられて、非常に負担になっているということで、それぞれいろいろな自治体でもこうした政府資金の償還、繰上償還を求める声が広がっております。

私もこの議員のときに、実は政府交渉をした経過がありますけれども、この中でいまちょっと記憶ですけれども、政府の中でも総務省と自治省では見解が違っております、総務省の方はそのとおりやらなければだめだというふうに言っていますが、自治省の方では、もうちょっと柔軟な対応も必要ではないかというような意見を言っております。そこら辺の政府の中での内部意見の一致がない、そうした省庁間の協議がされているというふうに思っていますが、そんな経過で、全国的にはこうした要望が強まっていますので、何らかの形でそれが総務省の方で認めるようになれば、実現できるのではないかというふうに思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 以上のとおり、よろしく願いをいたします。終わります。

○議長（土屋 実君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案上程中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

- - - 日程第20 議案第90号 平成19年度御代田財産区特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第20 議案第90号 平成19年度御代田財産区特別会計
補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第90号 平成19年度御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度御代田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,231万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

ちなみに、平成19年8月7日同意 御代田財産区管理会会長 尾台昭雄。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款2、繰入金。項1、基金繰入金。補正額120万円の減額です。これは繰越金額の確定によりまして、基金の繰入金の減でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。補正額121万6,000円。これは繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計額、補正額1万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。款2、予備費。項1、予備費。予備費は歳入歳出を調整いたしまして、補正額1万6,000円です。

そして歳出合計額で1万6,000円でございます。以上です。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 1 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 1 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 3 6 ページをお願いいたします。

議案第 9 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 3 4 1 万 9, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

平成 1 9 年 8 月 2 8 日同意 小沼地区財産管理委員会委員長 古越敬房
次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入。款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。補正額 3 0 万円の減額でございます。これは繰越金の確定による基金繰入金の減でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。補正額 3 0 万 5, 0 0 0 円でございます。これは繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計、補正額 5, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

歳出。款 2、予備費。項 1、予備費。歳入歳出を予備費で調整をいたしまして、補正額 5, 0 0 0 円です。

歳出合計、補正額5,000円でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第22 議案第92号 平成19年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第22 議案第92号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の37ページをお願いします。

議案第92号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ8,818万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ14億2,868万4,000円とするものであります。

2ページをお願いします。

歳入であります。款9、繰越金。規定額に8,818万7,000円をお願いしまして、合計1億318万7,000円であります。

歳入合計、8,818万7,000円を補正しまして、合計14億2,868万4,000円とするものであります。これは前年度からの繰越金であります。

次のページをお願いします。

歳出であります。款6、保健事業費であります。補正額0というふうになっておりますが、これは保健指導事業の委託料30万円を嘱託職員賃金へ組みかえるものと、それから国保のパンフレット代22万1,000円を印刷製本費から消耗品に組みかえるものであります。

款7、基金積立金であります。2,000万円。規定額に0であります。2,000万円をお願いするものであります。これは18年度決算により、1億円ほどの繰越金が出たこと、それから具体的な数字はまだ不明であります。20年度当初予算で保険料の値下げに対応したいということであり。それと現在の基金の持ち高が4,657万円と、それから偶発的な変動に対応できるよう、対処するために2,000万円の基金をお願いするものであります。

款9、諸支出金であります。規定額に1,999万9,000円をお願いするものであります。これにつきましては、現在のところまだ額の確定はしておりませんが、18年度の国県補助金が超過になっておりますので、これによる返還の見込額であります。

款10の予備費であります。規定額に4,818万8,000円をお願いするものです。これは給付費の変動に対応するためのものであります。

歳出合計であります。規定額に8,818万7,000円をお願いしまして、合計14億2,868万4,000円とするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第23 議案第93号 平成19年度御代田町老人保健医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第23 議案第93号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案の38ページをお願いします。

議案第93号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてを説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に変更はないものとする、というものであります。

予算書の2ページをお願いします。

歳入であります。款4、繰入金。一般会計繰入金。これは53万円の減額であります。

款5、繰越金であります。53万円あります。これは繰越金によるそれぞれの調整であります。以上であります。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第24 議案第94号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第24 議案第94号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の39ページをお願いします。

議案第94号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてをご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正)第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ3,197万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億1,791万4,000円とするものであります。

2ページをお願いします。

歳入であります。款9、繰越金。規定額に3,197万7,000円をお願いしまして、合計3,197万8,000円とするものです。これは前年度からの繰越金であります。

歳入合計であります。規定額に3,797万7,000円を補正しまして、合計9億1,791万4,000円とするものであります。

次のページをお願いします。

歳出であります。款6、諸支出金であります。規定額に795万4,000円をお願いするものです。内訳としては、18年度精算による返還金であります。これが5本、介護保険給付費関係で5本の返還金をしなければいけないという形の中で、794万円を補正するものであります。

款8、予備費であります。これは歳入歳出の調整であります。

歳出合計、規定額に3,197万7,000円を補正しまして、合計9億1,791万4,000円とするものであります。以上であります。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第25 議案第95号 平成19年度御代田町簡易水道事業

○議長（土屋 実君） 日程第25 議案第95号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書40ページ、議案第95号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

補正予算（第2号）につきましては、御代田簡水は繰越金の確定と、それから毎日毎日使用している水道の水質検査に伴う個人宅の使用水道料と、それから小沼地区簡易水道への共通経費の案分により繰り出すものの経費でございまして、歳入、歳出、それぞれ999万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,230万4,000円とするものでございます。

歳入でございしますが、2ページで繰越金で補正額999万5,000円を追加し、計9,230万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございしますが、款1の経営管理費。項1の総務費。1,000円の補正をお願いするものでございます。これは、総務費でございまして、水質管理に伴う個人水道の使用料の1件分でございます。

それから、款3の繰出金。他会計繰出金で、小沼簡易水道へ共通経費の事務繰り出しということで、23万7,000円をお願いするものでございます。

款4、諸支出金。項1、基金費へ積立ということで、450万円。

それと予備費に525万7,000円を置いておくということで、合計999万5,000円をお願いいたしまして、計9,230万4,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 6 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業
特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書 4 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 6 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、
説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

この 2 号補正は、繰越金の確定と水道使用料、検針に使用するハンディターミナルの製造中止に伴う 7 台のリース料及び 1 名義人 1 5 0 軒の大口使用者の納付に伴う個別使用料一括消込機能追加委託料と、御代田簡水同様の水道の水質検査使用水道料でございます。

歳入、歳出、それぞれ 5 2 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 億 1, 2 8 5 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページの歳入でお願いしたいと思います。

款 4 の繰入金。項 1 の他会計繰入金。御代田簡易水道より 2 3 万 7, 0 0 0 円を追加するものでございます。

款 5 の繰越金。項 1 の繰越金。4 9 8 万 1, 0 0 0 円を追加するものでございます。

合計、5 2 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、1 億 1, 2 8 5 万 9, 0 0 0 円とするものです。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 1 の経営管理費の総務費でございますが、まず水質検査に伴う個人水道料の使用料 2 件と、それから同一口座の一括振替運用に伴うデータの消し込み、それと検針ハンディターミナルのリース料等がございます。これが 5 5 万 7, 0 0 0 円の追加をお願いするものでございます。

款4、諸支出金。項1、積立金。250万円を基金に積み立てるというものでございます。

予備費として21万6,100円を補正、存置させて、合計521万8,000円をお願いし、1億1,285万9,000円とするものでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第27 議案第97号 平成19年度御代田町農業集落排水事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第27 議案第97号 平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書42ページをお願いいたします。

議案第97号 平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

この第1号補正予算につきましては、草越地区でマンホール内部の腐食が発見され、昨年度、腐食の原因やどの程度腐食しているかなど、委託調査したところ、規模が大きく、改修事業費も多大となるため、県等に相談しましたところ、補助事業で実施可能で、また平成20年度の事業実施もできることになったので、今回の補正において新規採択申請書の資料の作成の委託費用を計上するものと、それから繰越金の確定によるものでございます。

歳入、歳出、それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ3,261万4,000円とするものでございます。

2 ページの歳入、お願いしたいと思います。

款 2 の繰入金。項 1 の他会計繰入金。一般会計より 1 7 7 万 2, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

款 3 の繰越金。項 1 の繰越金。8 万 8, 0 0 0 円の確定でございます。

款 4、分担金及び負担金。分担金で、地元からの事業費の 7 % 相当分、1 4 万円をお願いするものでございます。

合計、2 0 0 万円をお願いいたしまして、3, 2 6 1 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページの歳出をお願いしたいと思います。

款 1 の農林水産業費。項 1 の農地費。補正額 2 0 0 万円をお願いするものでございます。

合計で 2 0 0 万円をお願いいたしまして、3, 2 6 1 万 4, 0 0 0 円となります。お願いしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 7 5 号から議案第 9 7 号までについては、会議規則第 3 9 条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午 後 4 時 1 5 分